

北海道宗谷海区 定置漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊富さけ定第1号	内藤良孝ほか6名	天塩郡豊富町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
豊富さけ定第2号	内藤良孝ほか6名	天塩郡豊富町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
豊富さけ定第3号	内藤良孝ほか6名	天塩郡豊富町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第1号	川村隆英	稚内市地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、舟長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4)7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第2号	岡部繁	稚内市地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第3号	森本肇	稚内市地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第4号	鎌田拓晋ほか1名	稚内市地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第5号	石垣拓真	稚内市地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第6号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

稚さけ定第7号	村上進也ほか2名	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第8号	吉田勝也	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第9号	吉田 直ほか1名	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第10号	鈴木正美	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第11号	須藤義光ほか7名	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第12号	萬金直承ほか1名	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第13号	石塚正範ほか2名	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第14号	若狭利雄	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第15号	石井啓太	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第16号	富澤輔ほか1名	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。





株さけ定第13号	小室克之ほか9名	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
株さけ定第14号	松谷仁ほか29名	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月6日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
株さけ定第15号	松谷仁ほか29名	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
株さけ定第16号	大星功一ほか12名	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
株さけ定第17号	大星功一ほか12名	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
株さけ定第18号	高橋俊彦ほか8名	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
株さけ定第19号	細川博喜ほか11名	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
株さけ定第20号	浅利義美ほか11名	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
株さけ定第21号	楢岡高明ほか8名	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 豊富さけ定第1号

### 漁場の位置

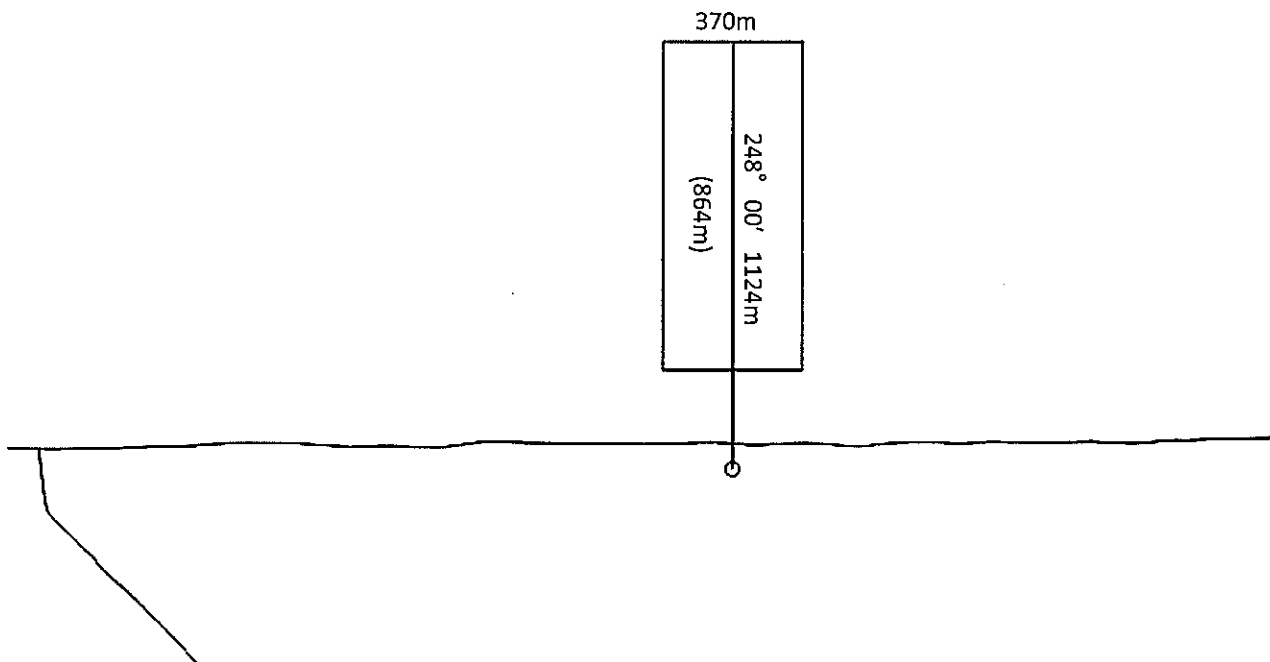
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 116478.6142

Y = -46856.9310



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 豊富さけ定第2号

### 漁場の位置

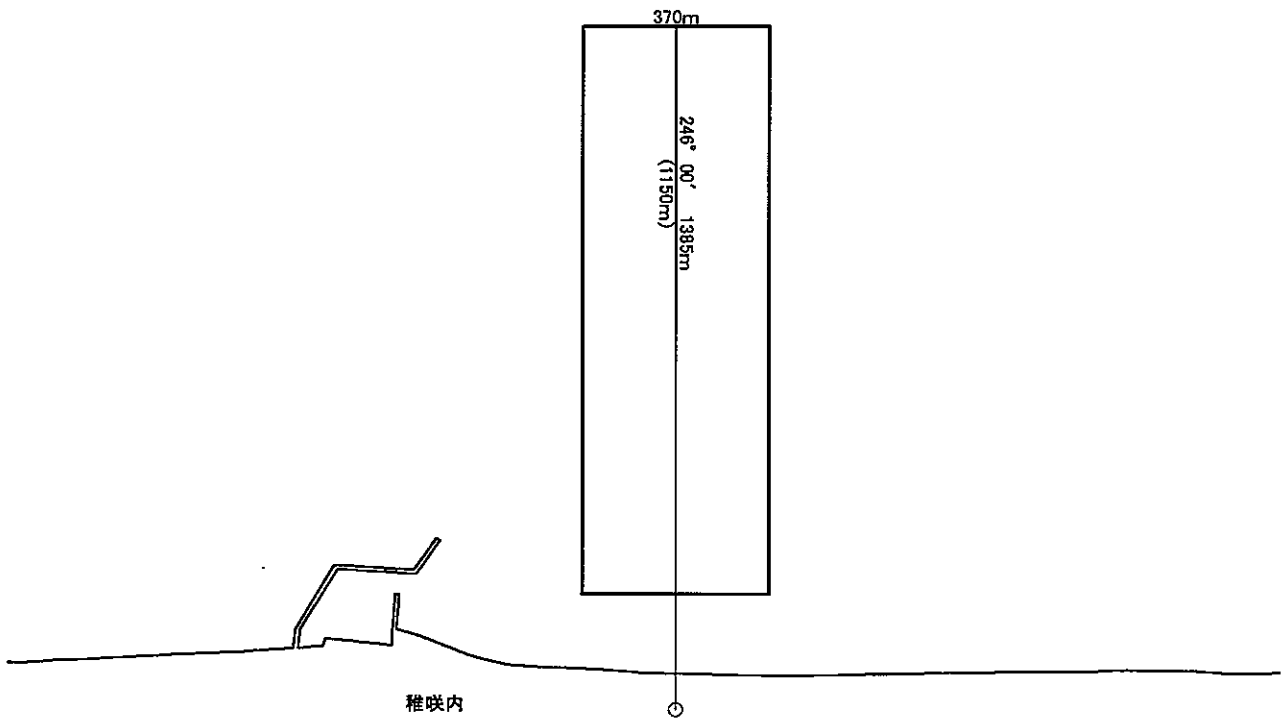
天塩郡豊富町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 121263.8606

Y = -48911.1607



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 豊富さけ定第3号

### 漁場の位置

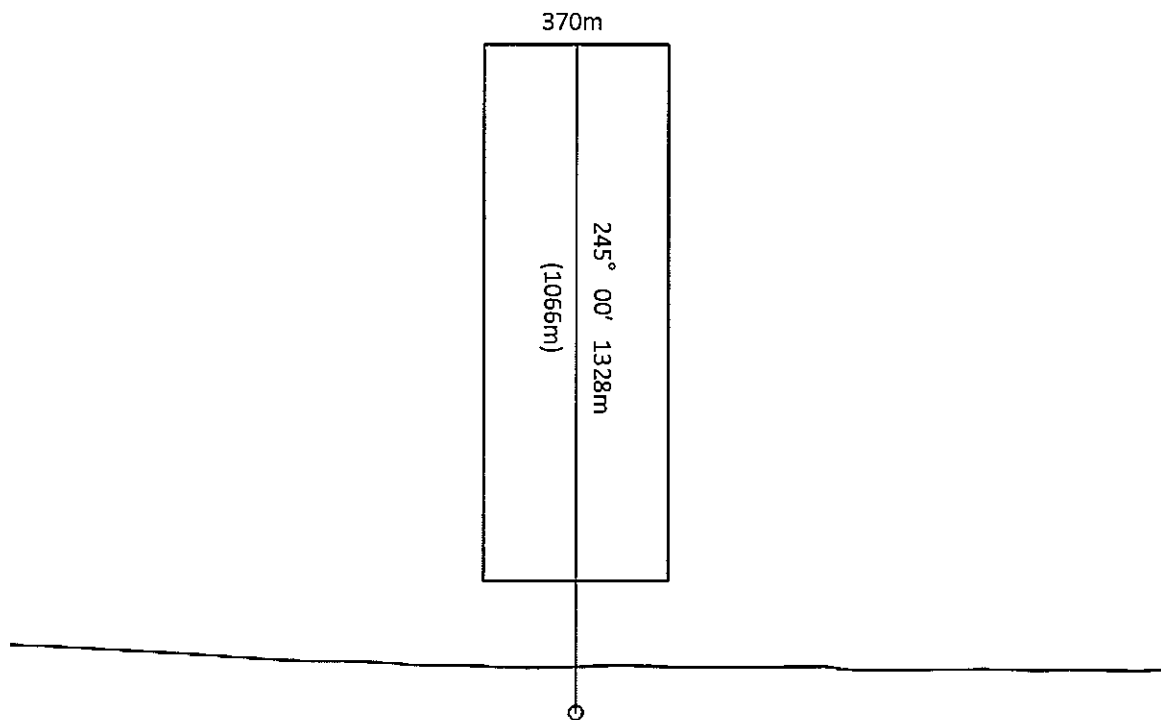
天塩郡豊富町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 126239.5049

Y = -51076.2098



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 稚さけ定第1号

### 漁場の位置

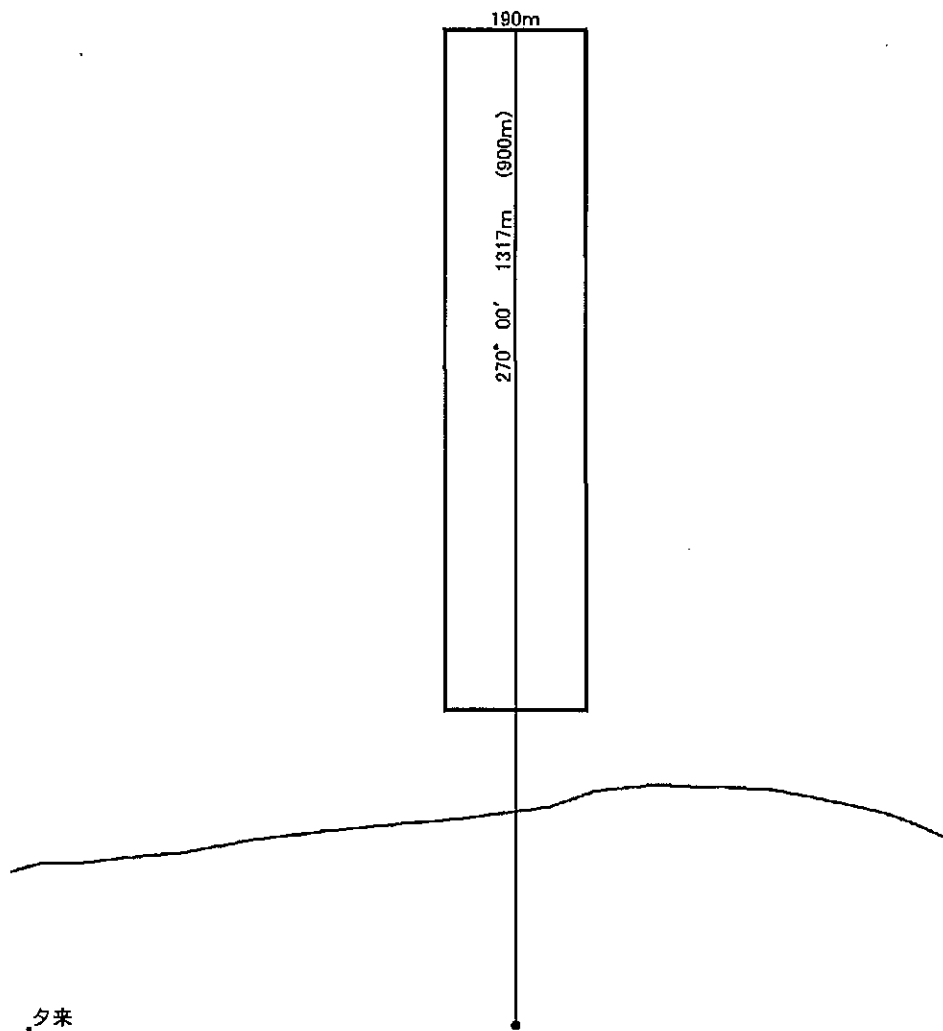
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 136883.620

Y = -53038.057



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 稚さけ定第2号

### 漁場の位置

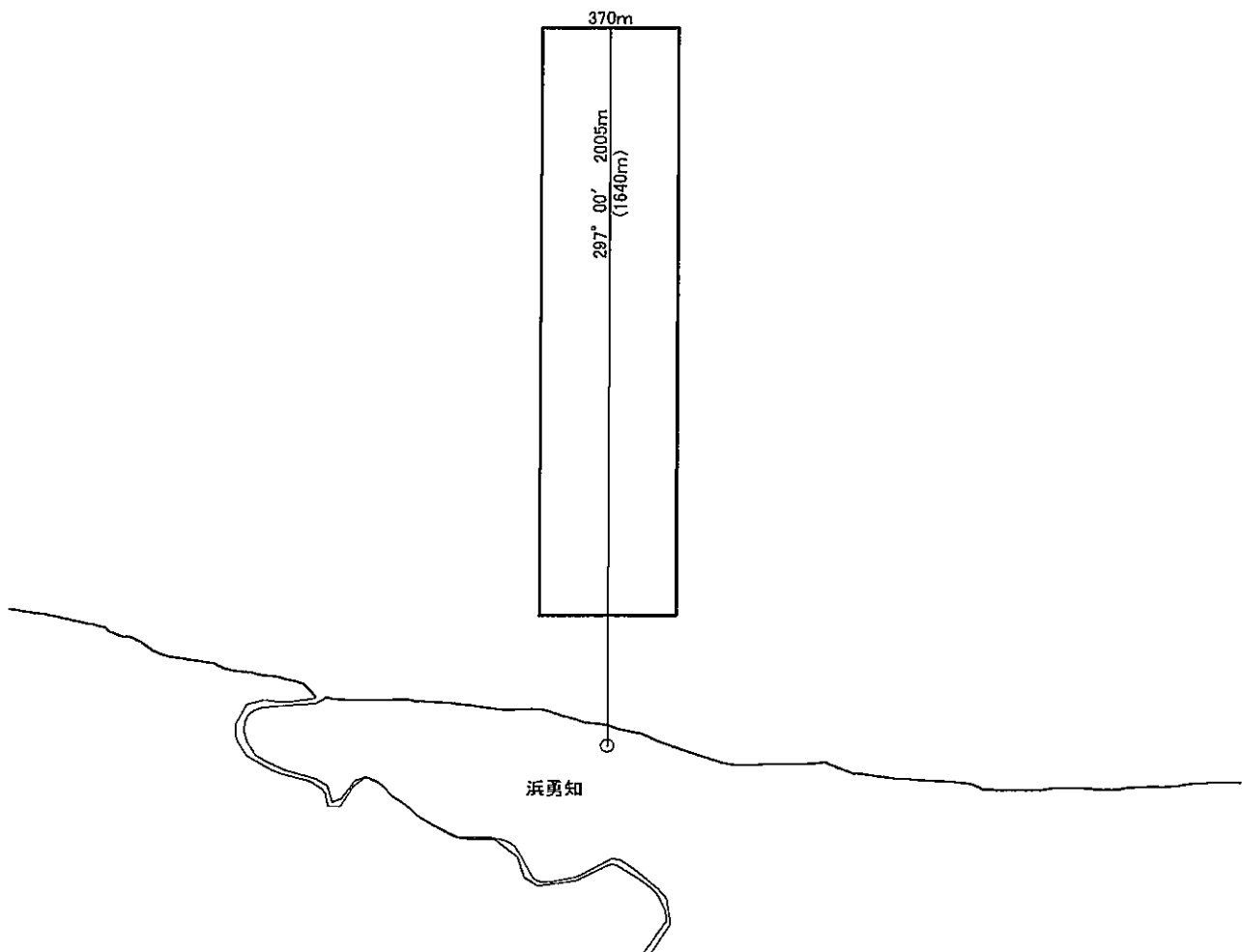
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 140625.9355

Y = -50907.6941



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 稚さけ定第3号

### 漁場の位置

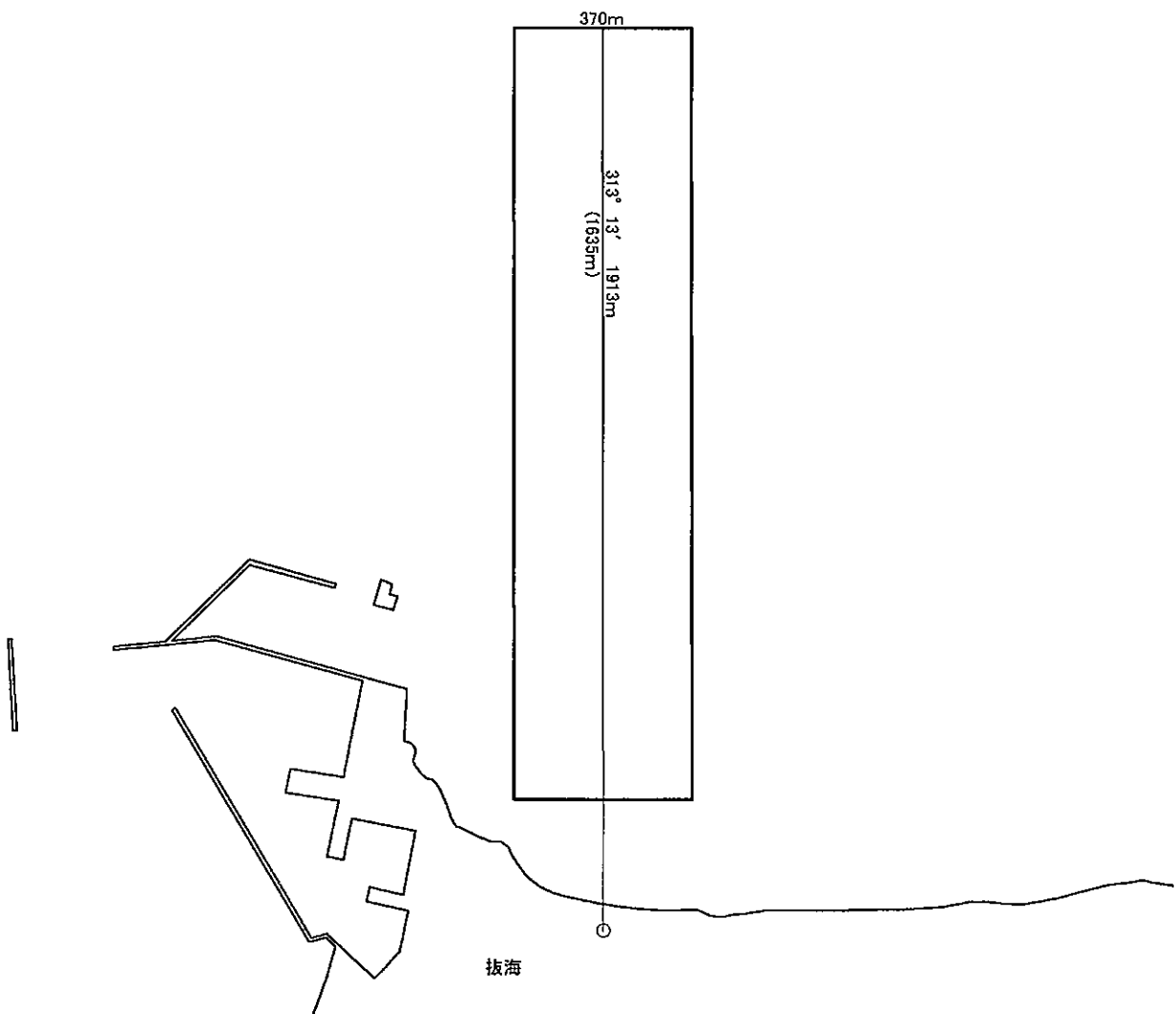
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 145964.0669

Y = -49330.4114



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 稚さけ定第4号

### 漁場の位置

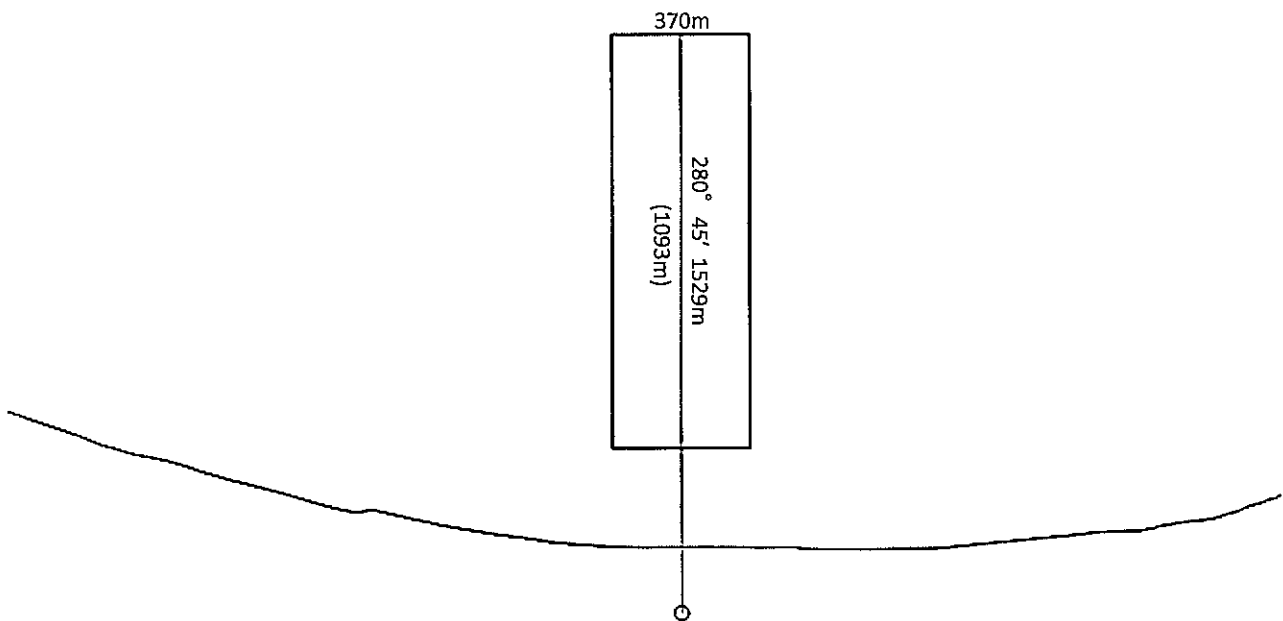
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 150510.5099

Y = -46415.2544



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 稚さけ定第5号

### 漁場の位置

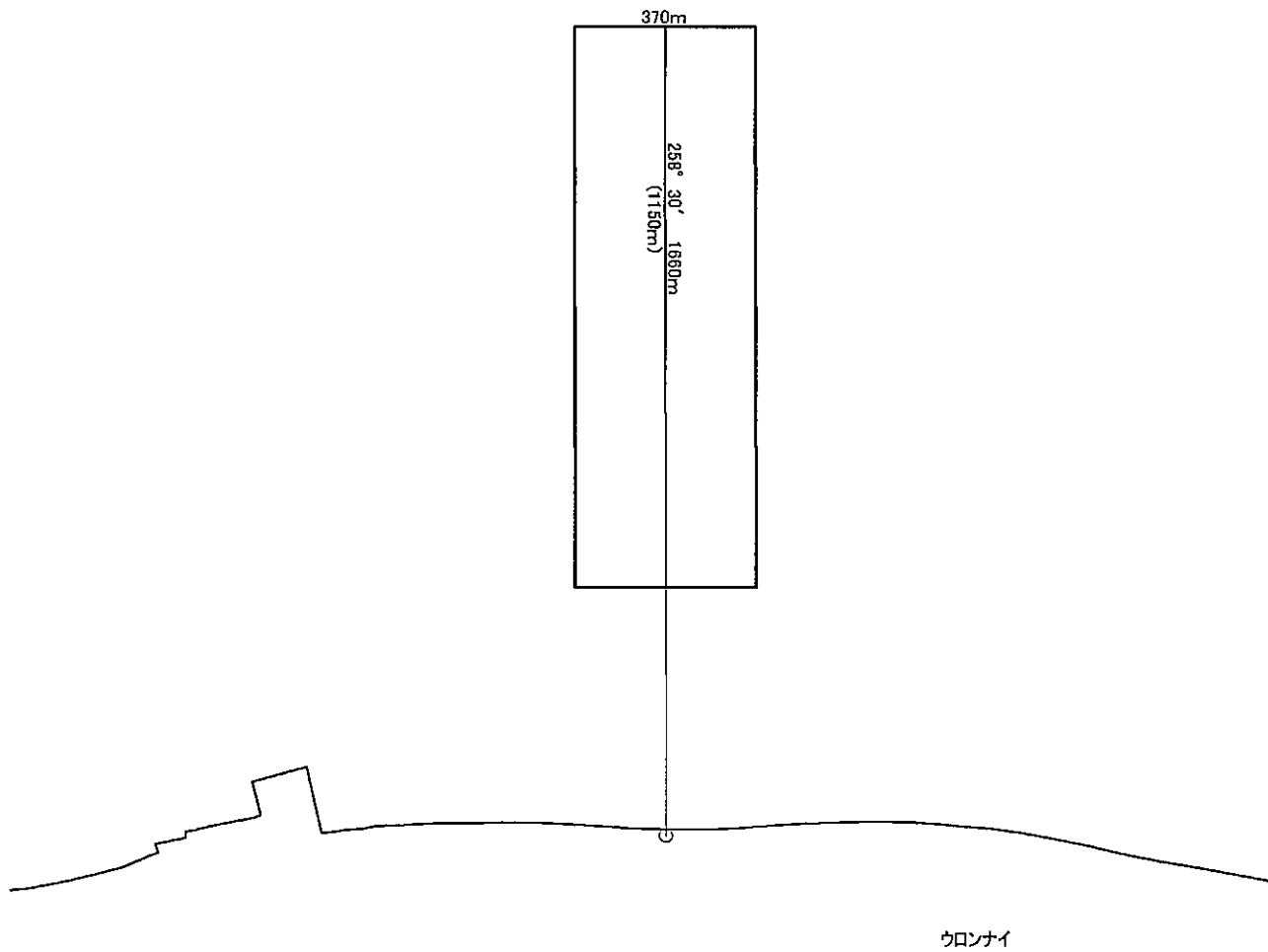
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 155588.3051

Y = -48037.6190



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 稚さけ定第6号

### 漁場の位置

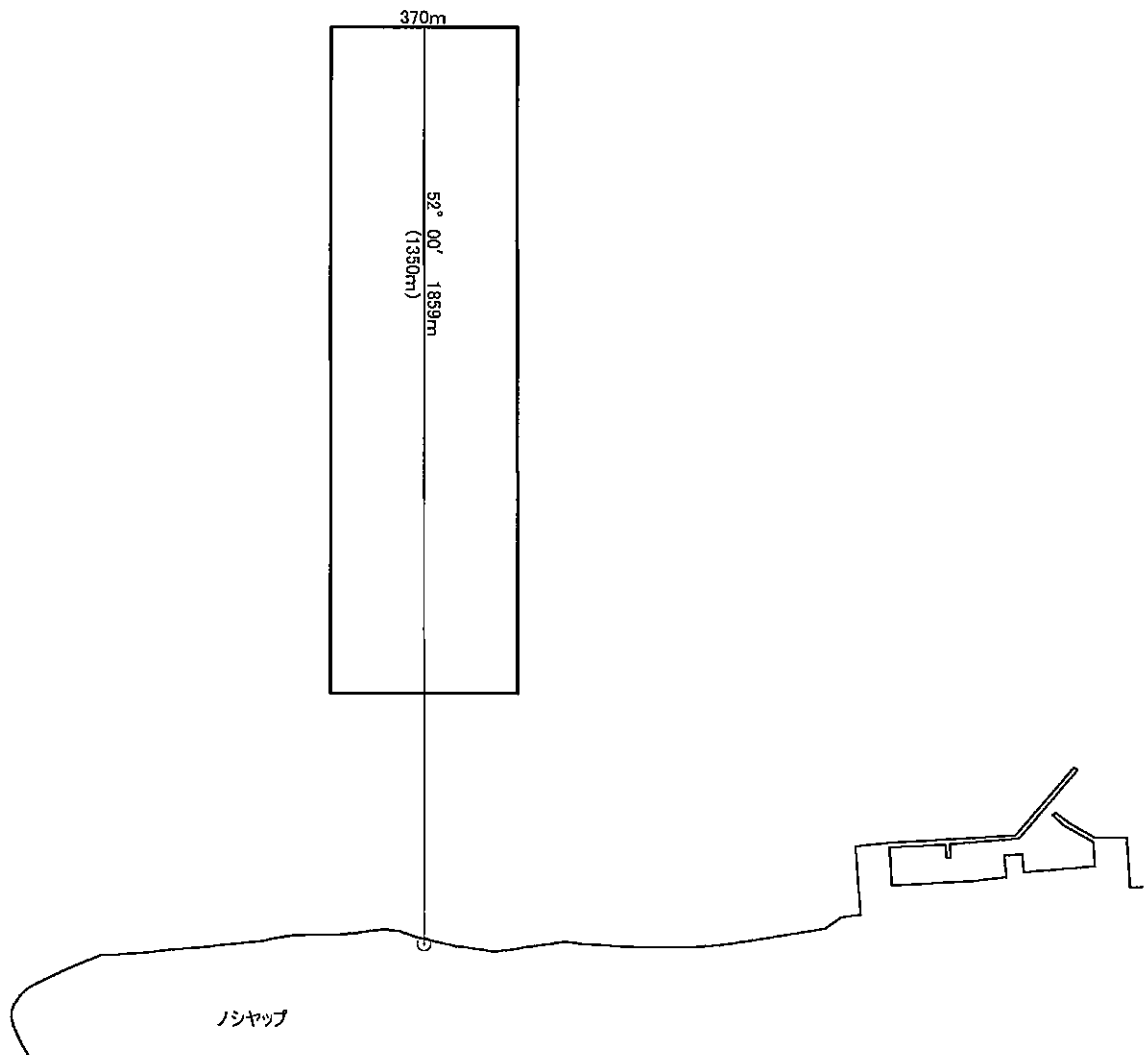
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 160694.2521

Y = -46711.6296



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 稚さけ定第7号

### 漁場の位置

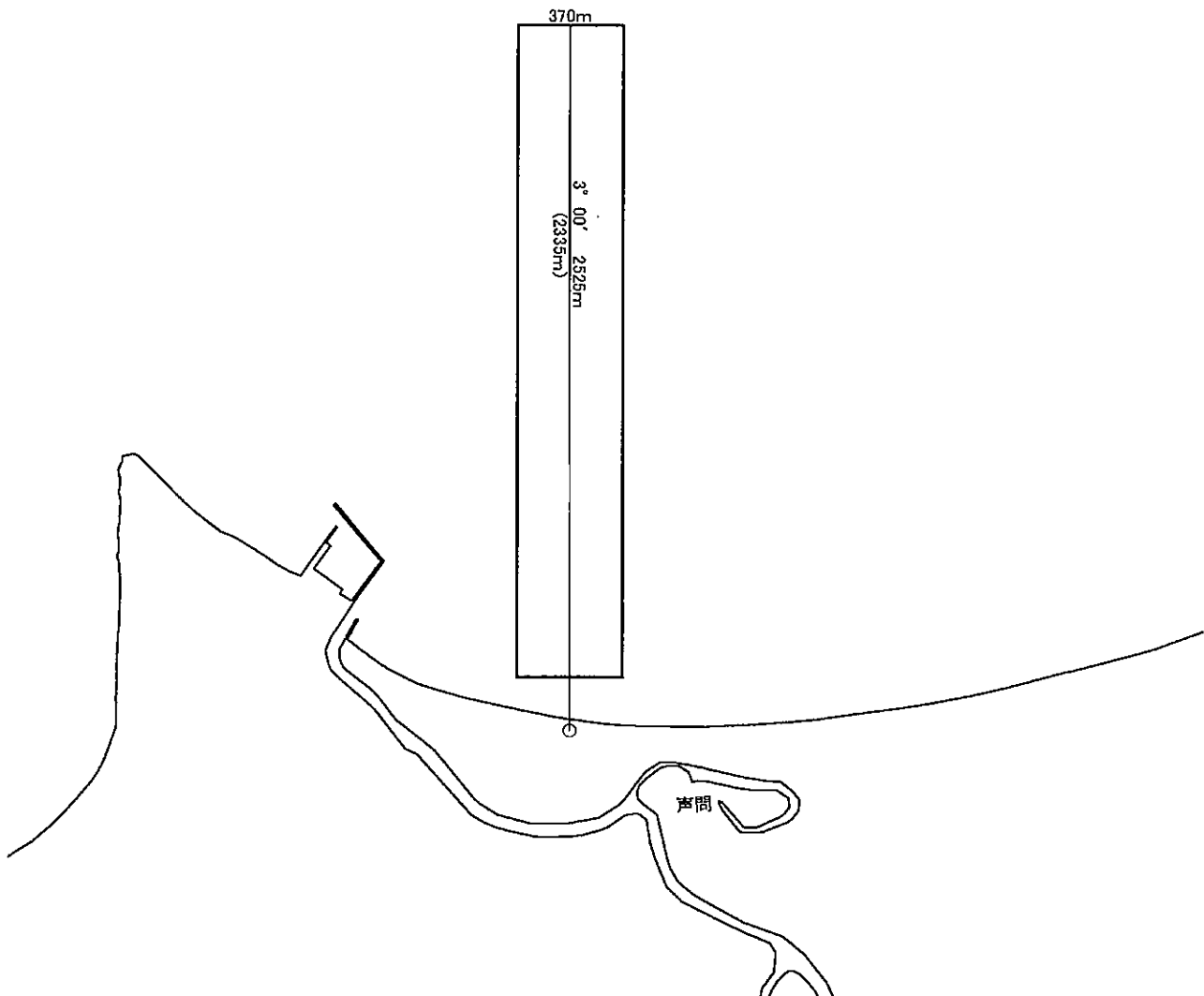
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 156140.0461

Y = -37920.4261



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 稚さけ定第8号

### 漁場の位置

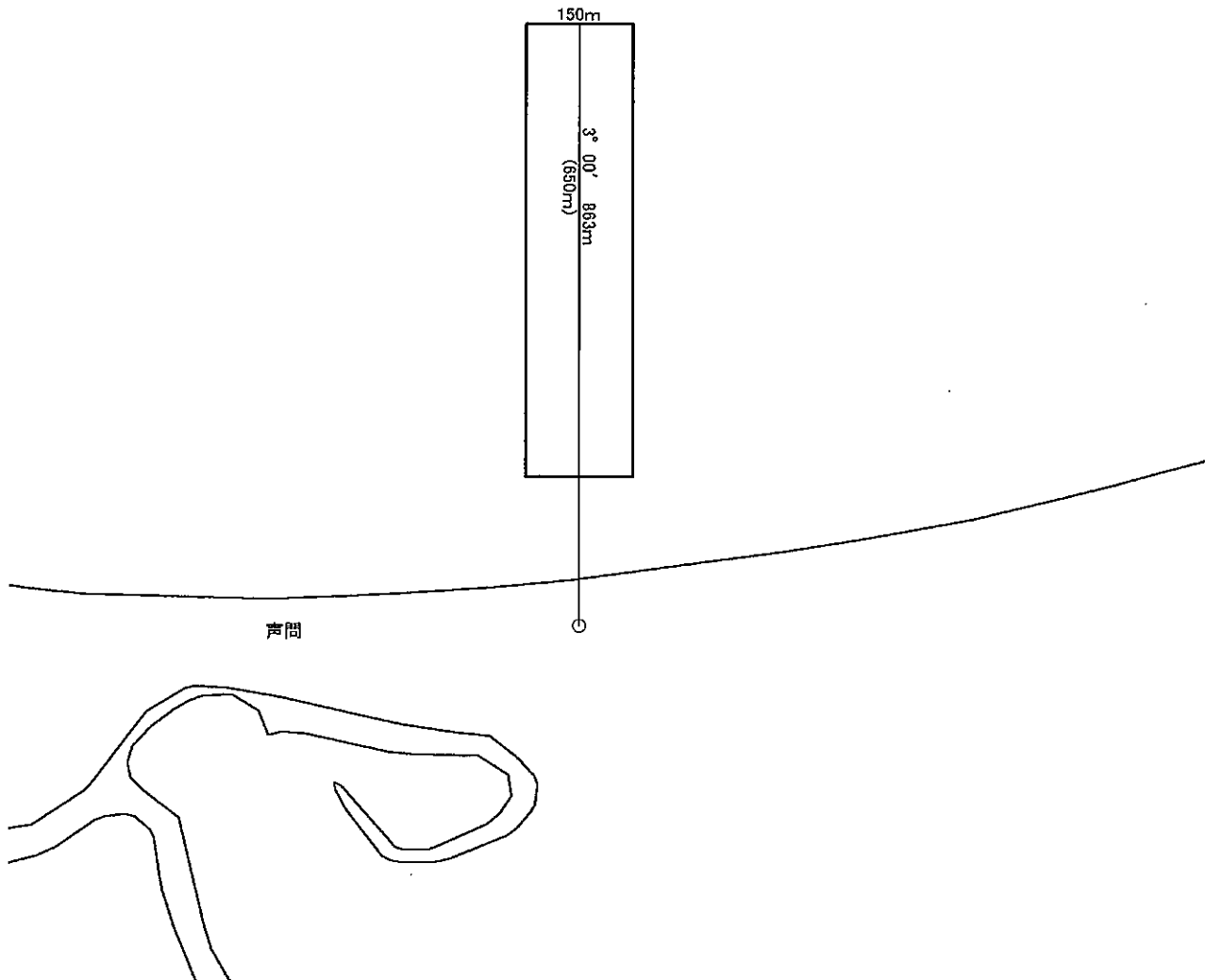
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 156067.9211

Y = -37054.6706



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 稚さけ定第9号

### 漁場の位置

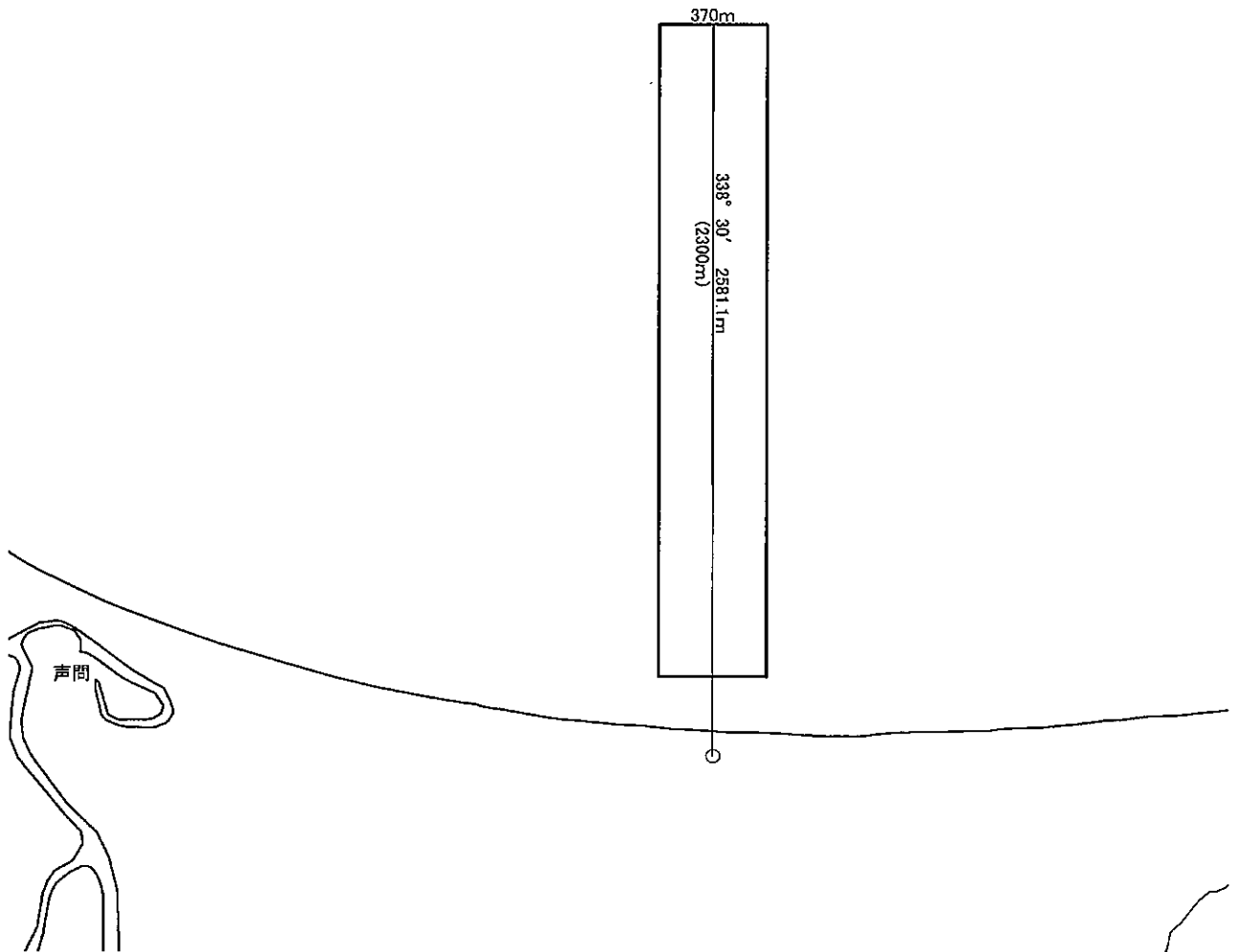
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 156387.7845

Y = -35340.1580



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 稚さけ定第10号

### 漁場の位置

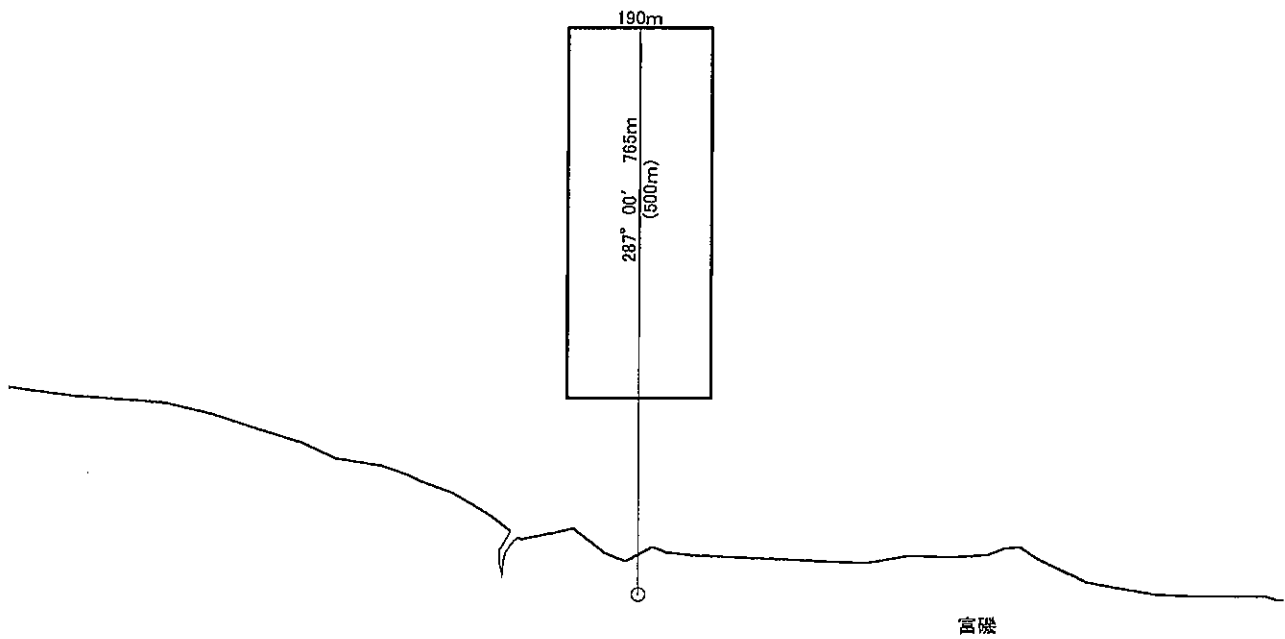
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 161358.7054

Y = -29407.2318



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 稚さけ定第11号

### 漁場の位置

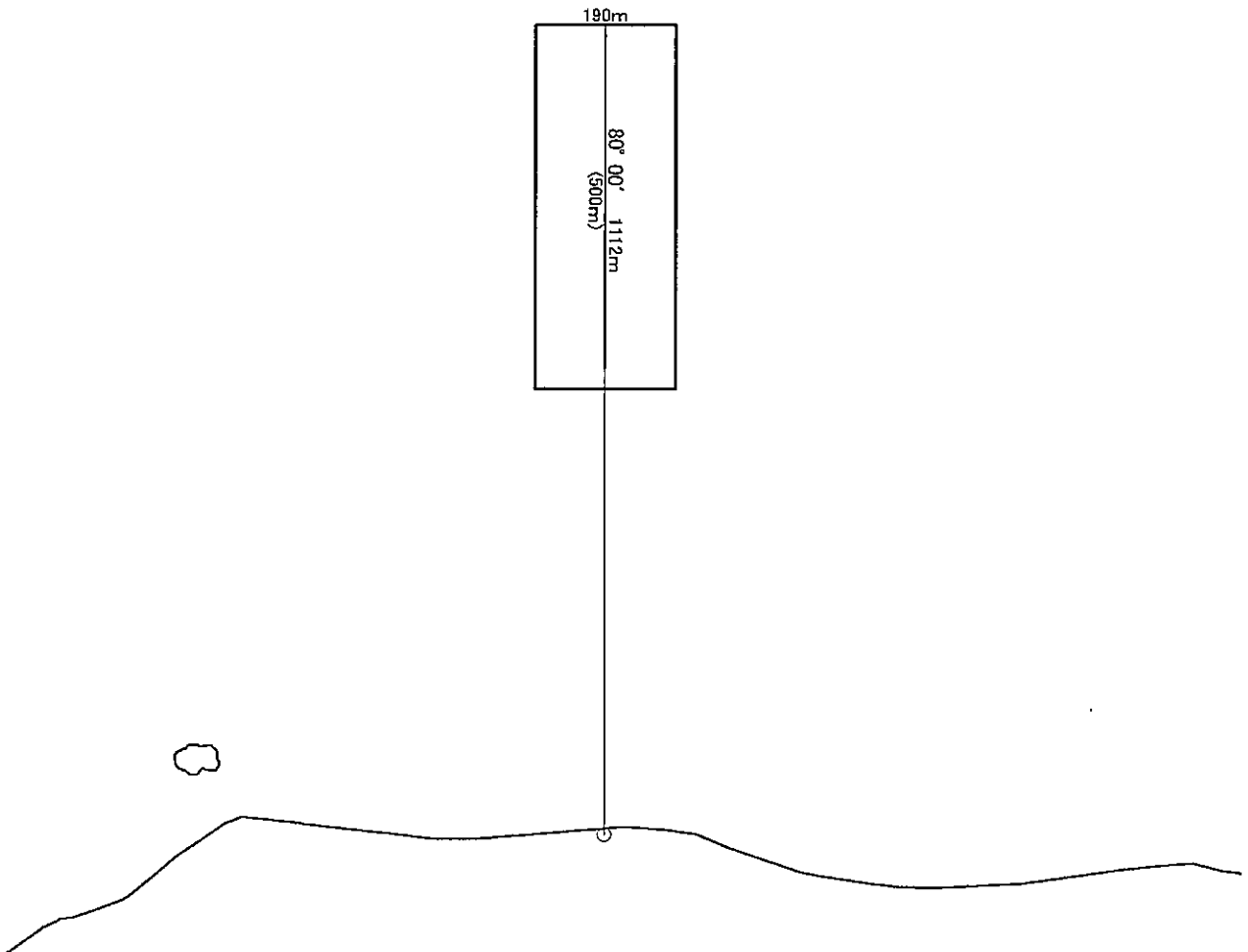
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 165947.7458

Y = -22065.7039



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 稚さけ定第12号

### 漁場の位置

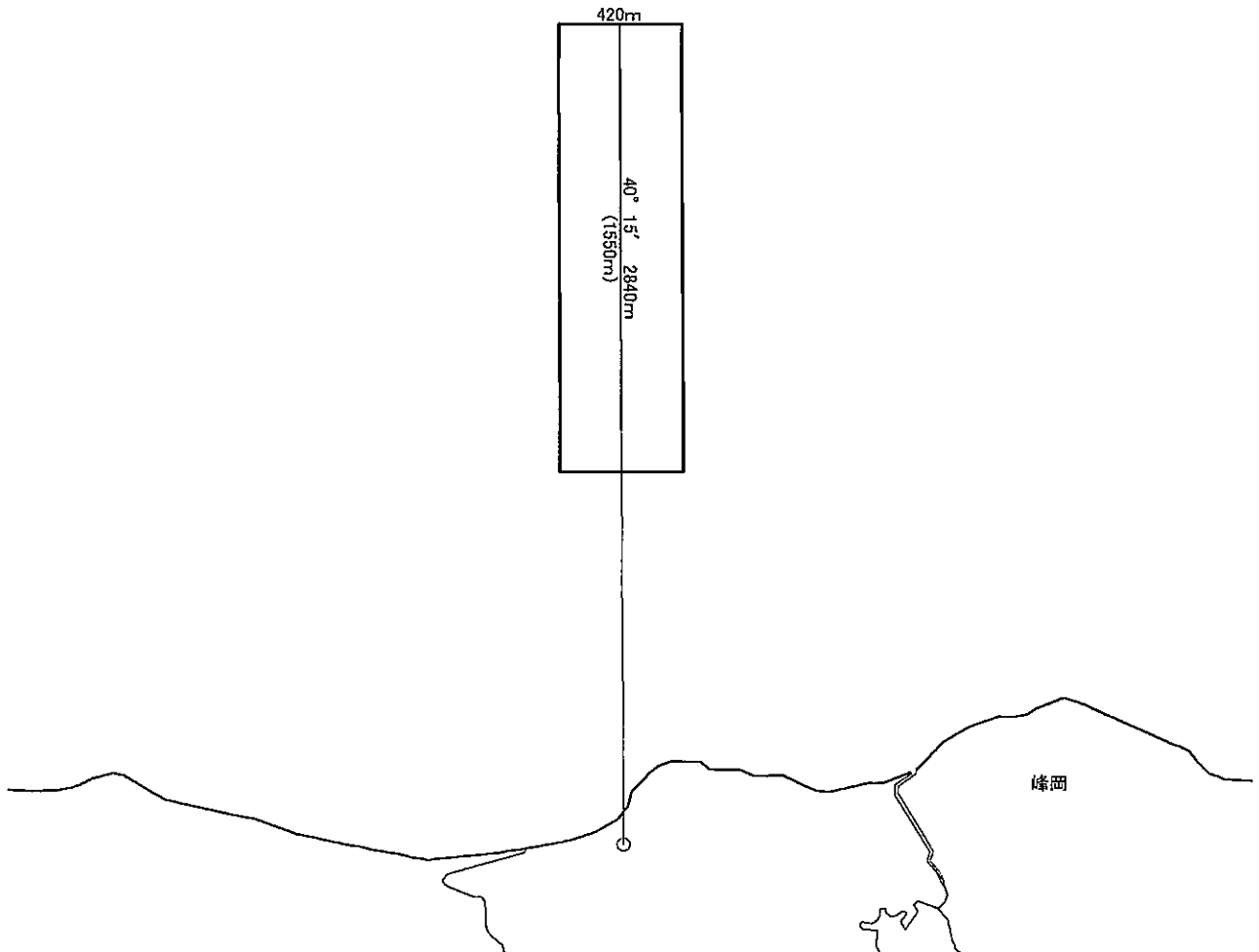
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 162167.5806

Y = -19577.1590



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 稚さけ定第13号

### 漁場の位置

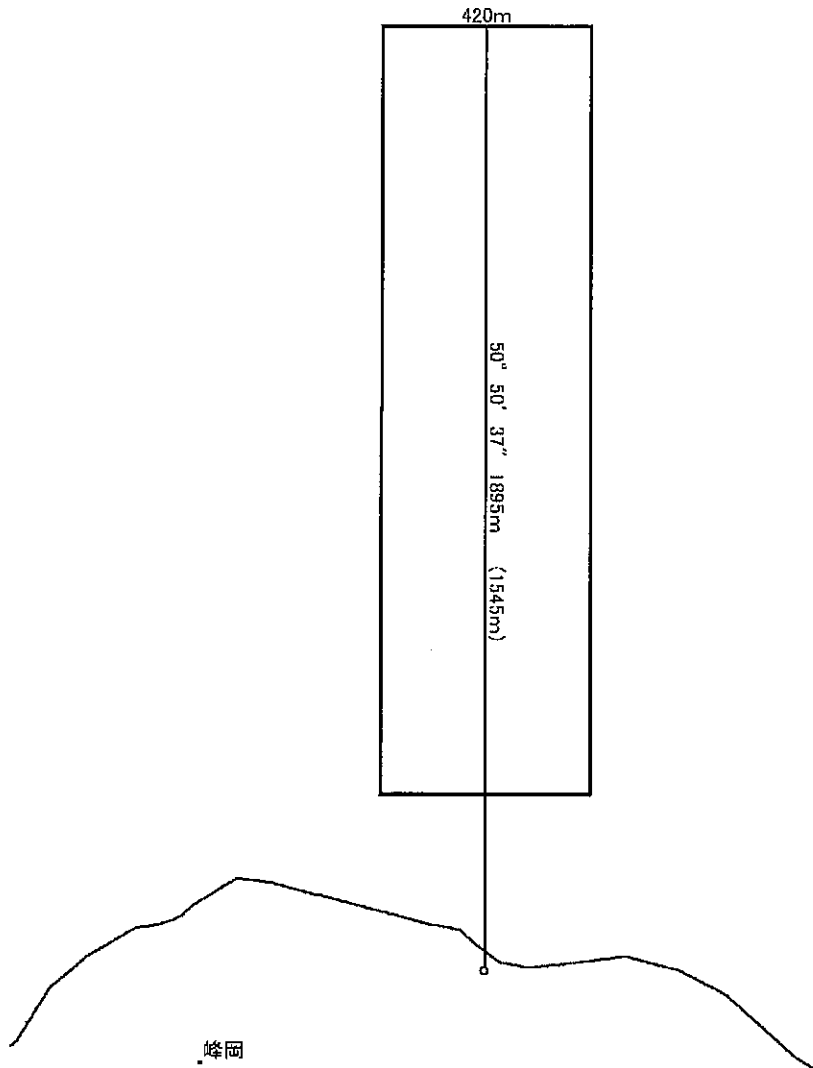
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 161083.886

Y = -17944.071



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 稚さけ定第14号

### 漁場の位置

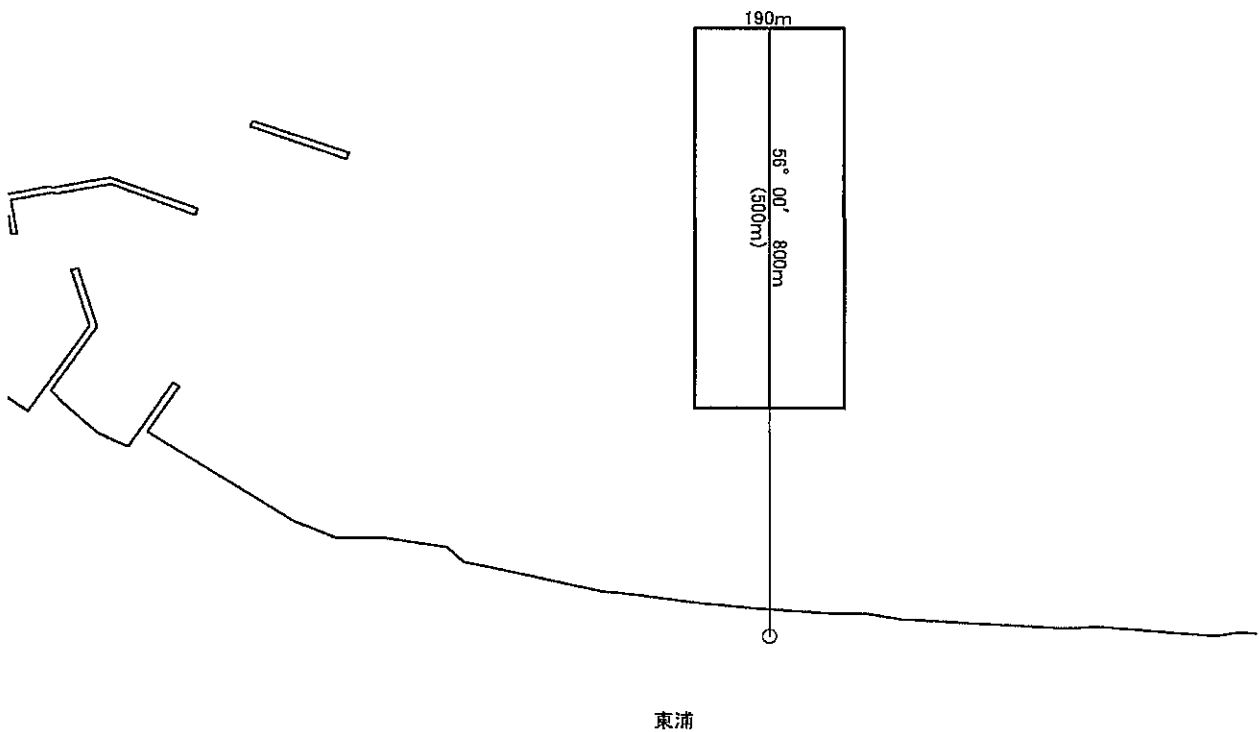
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 157273.1040

Y = -16754.1933



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 稚さけ定第15号

### 漁場の位置

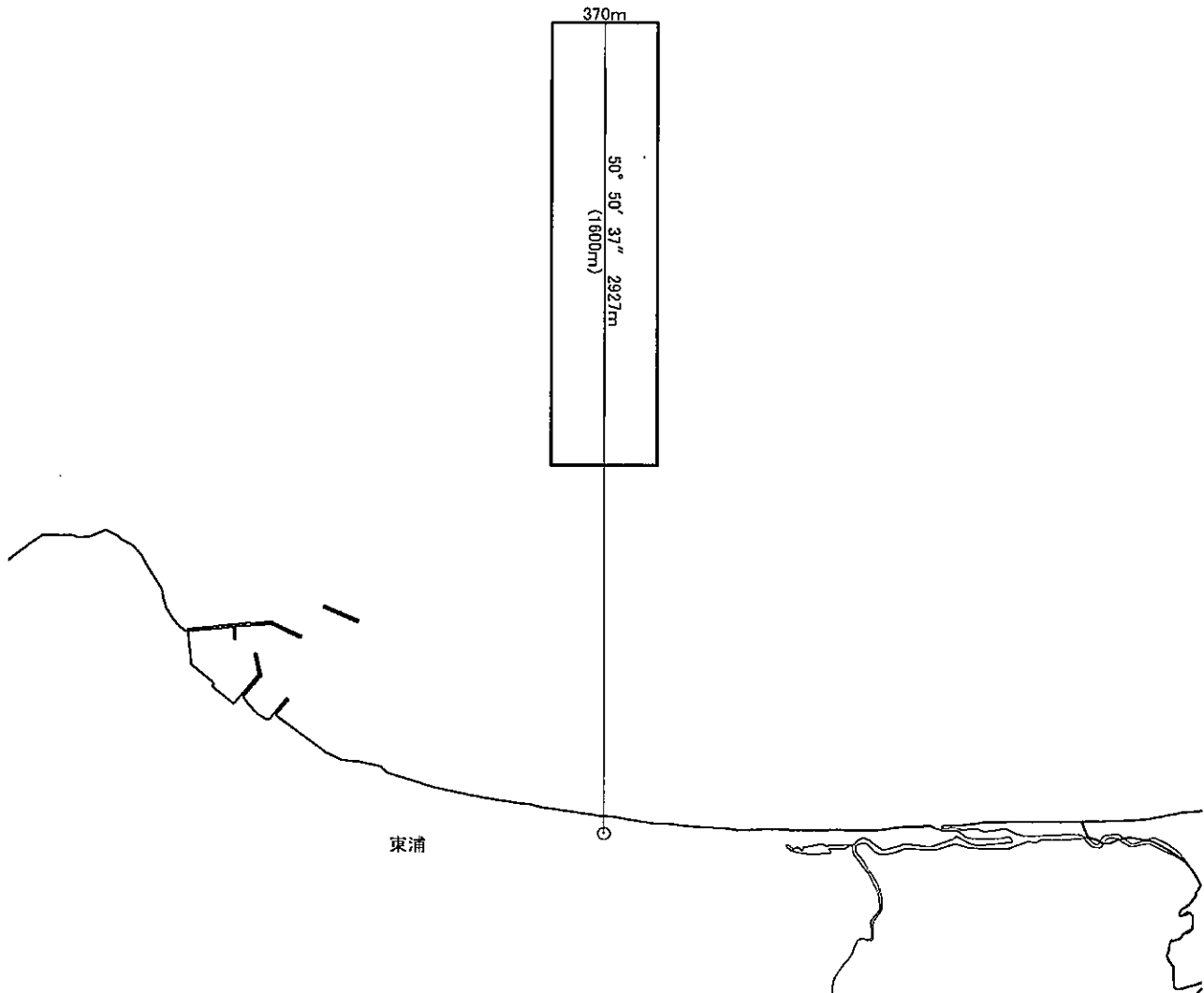
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 156924.0243

Y = -16580.2762



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 稚さけ定第16号

### 漁場の位置

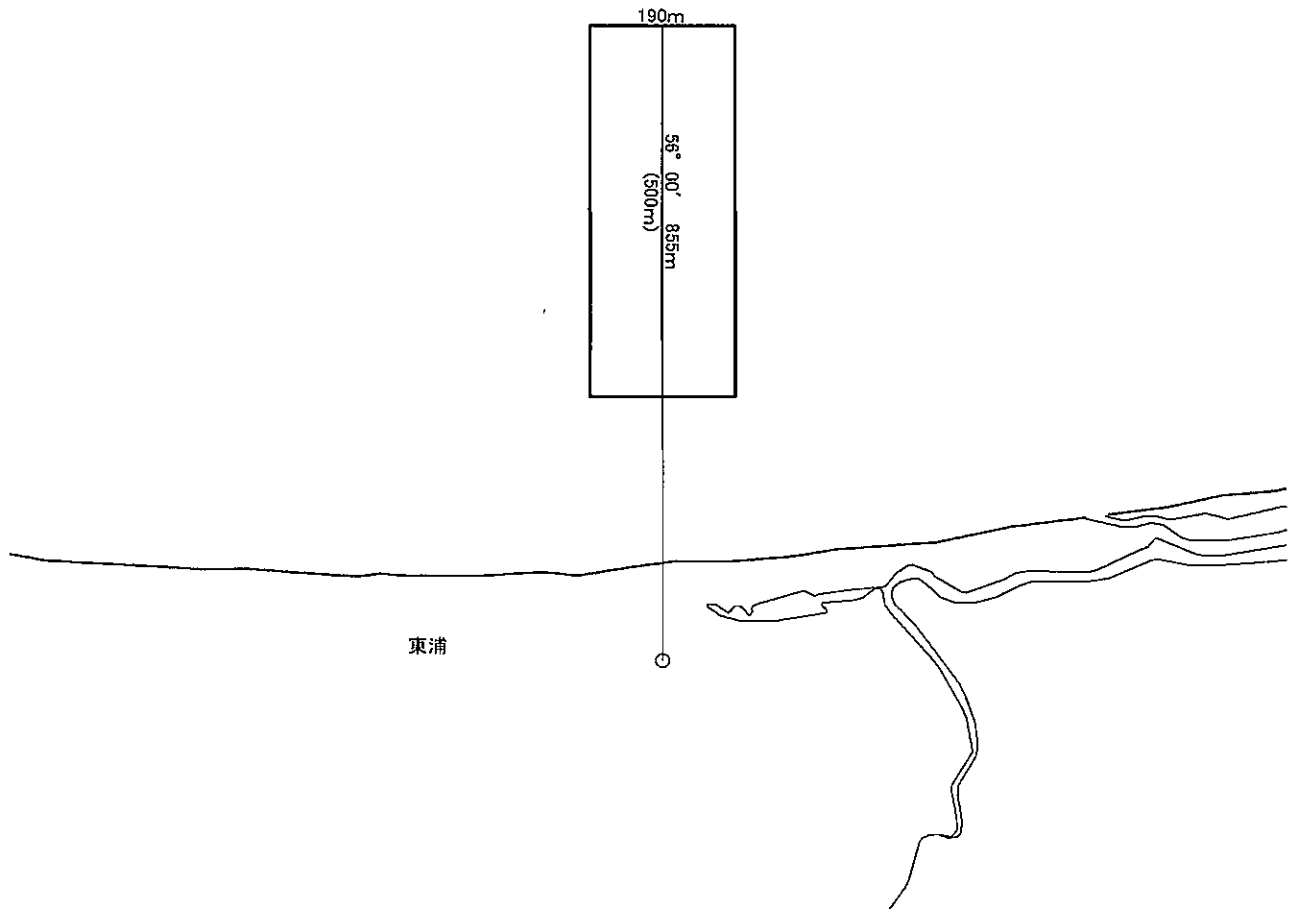
稚内市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 156407.8565

Y = -16307.9323



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 猿さけ定第1号

### 漁場の位置

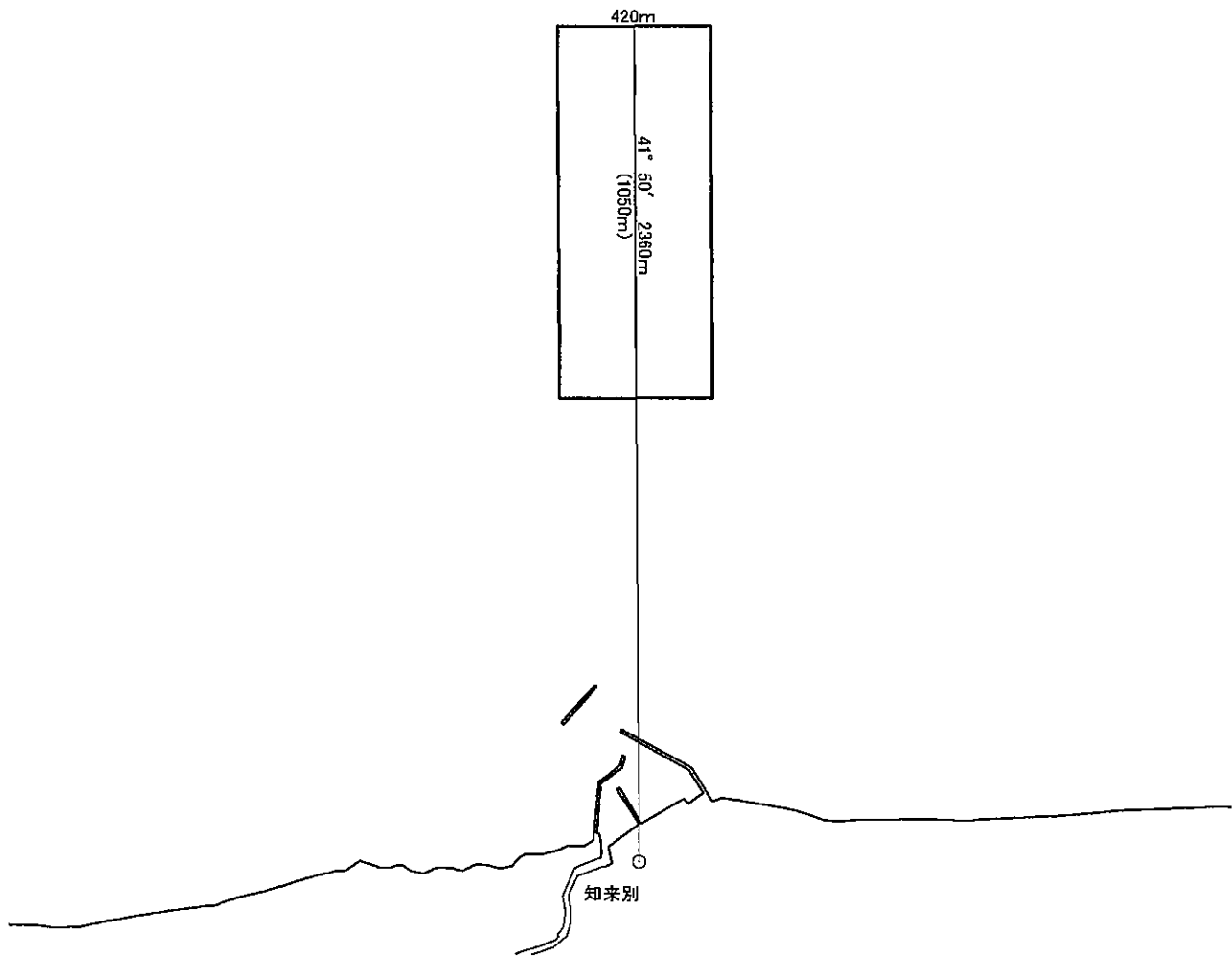
宗谷郡猿払村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 153223.5643

Y = -12348.7306



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 猿さけ定第2号

### 漁場の位置

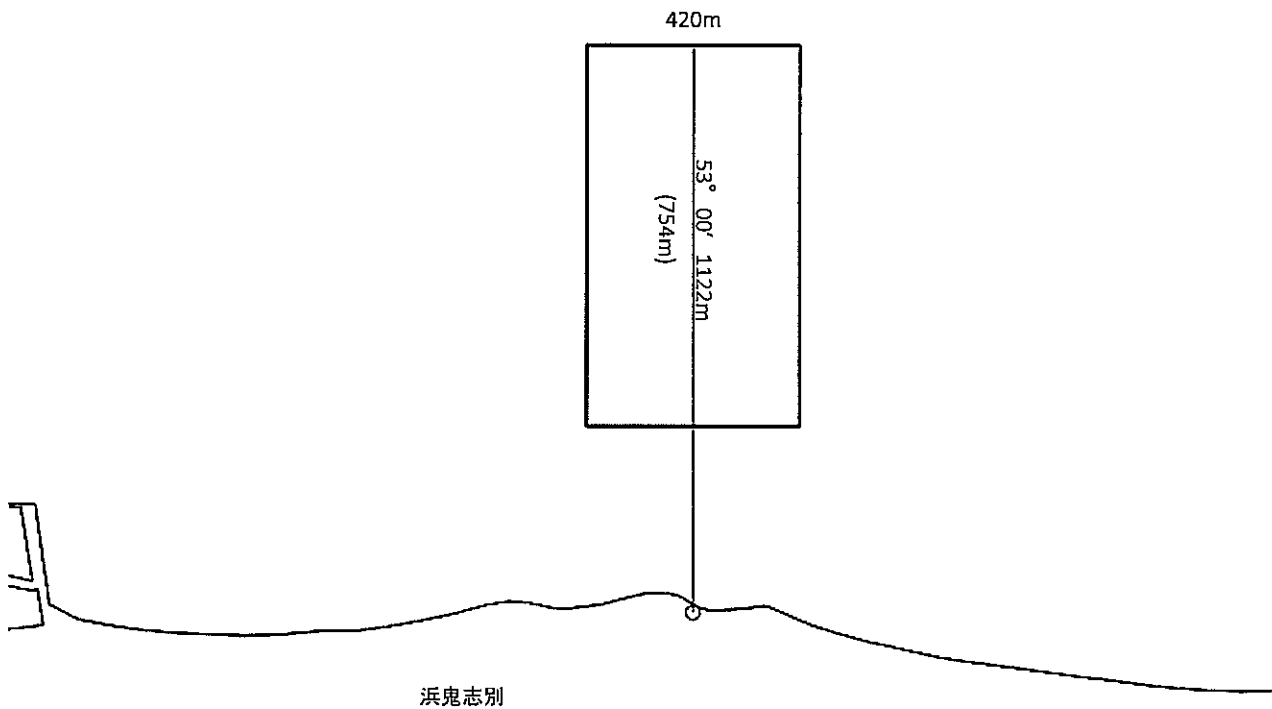
宗谷郡猿払村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 147889.0782

Y = -5602.5667



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 猿さけ定第3号

### 漁場の位置

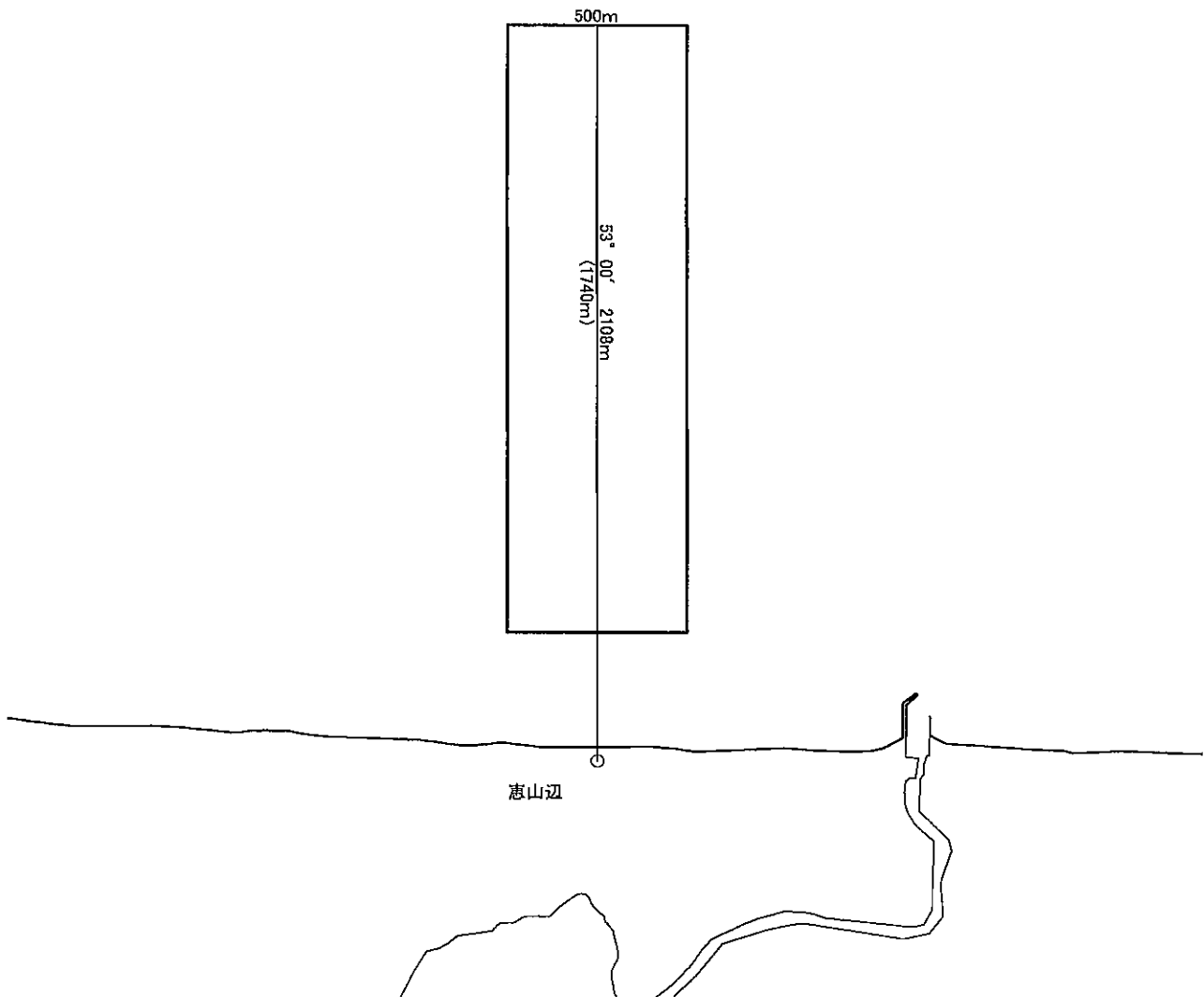
宗谷郡猿払村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X =145784.9241

Y = -4337.0882



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 猿さけ定第4号

### 漁場の位置

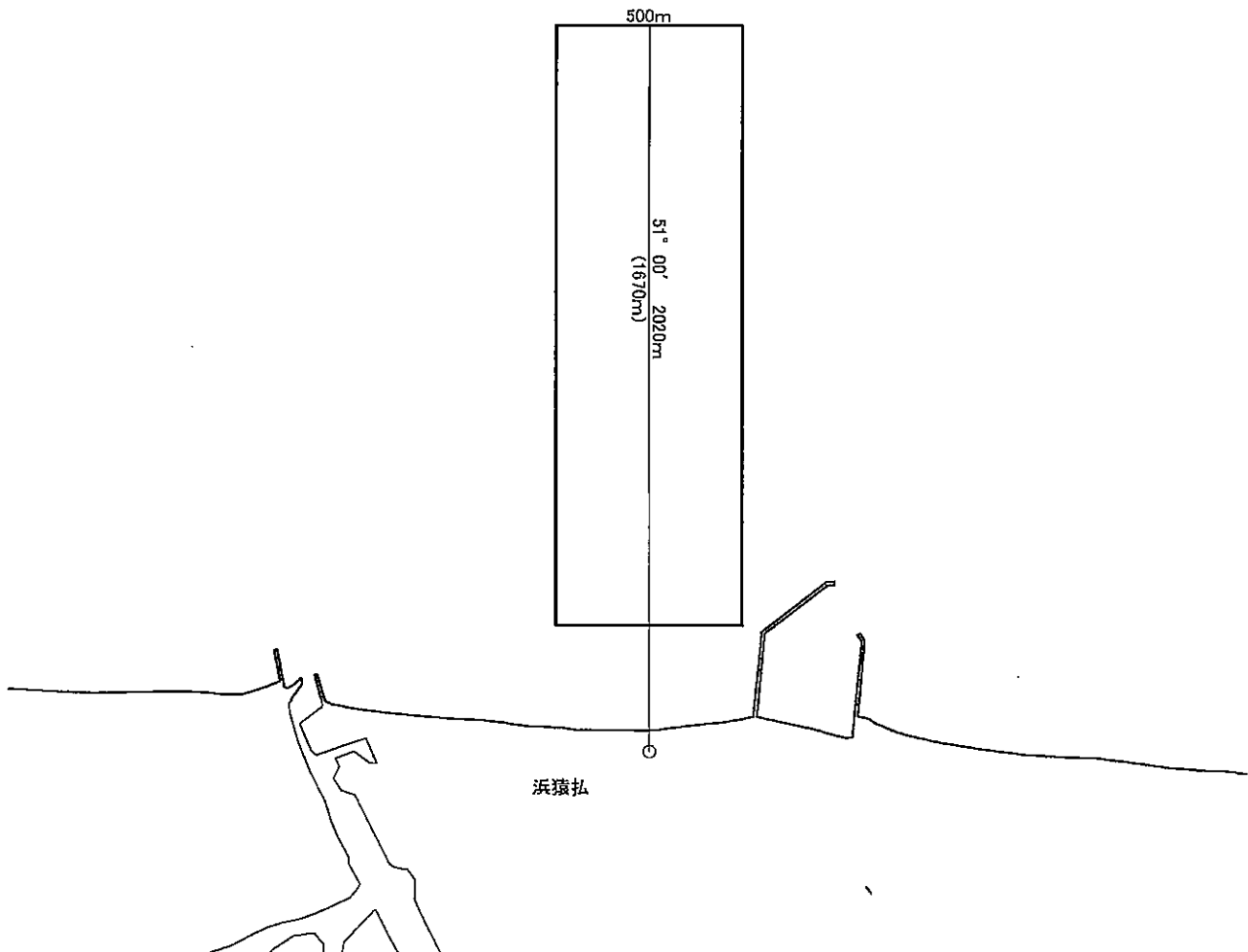
宗谷郡猿払村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 141570.5059

Y = -1252.8166



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 猿さけ定第5号

### 漁場の位置

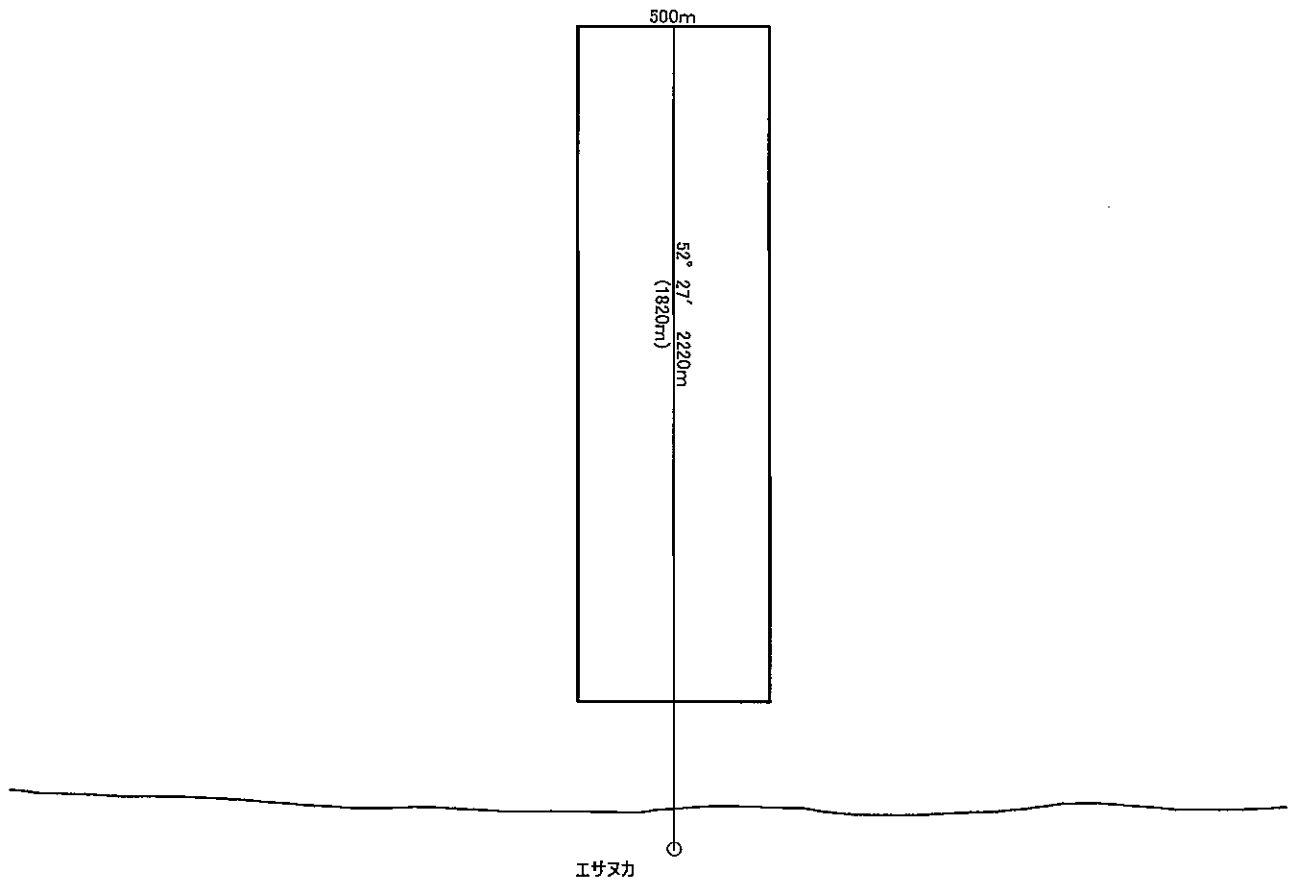
宗谷郡猿払村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X =137671.7599

Y =1443.8256



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 猿さけ定第6号

### 漁場の位置

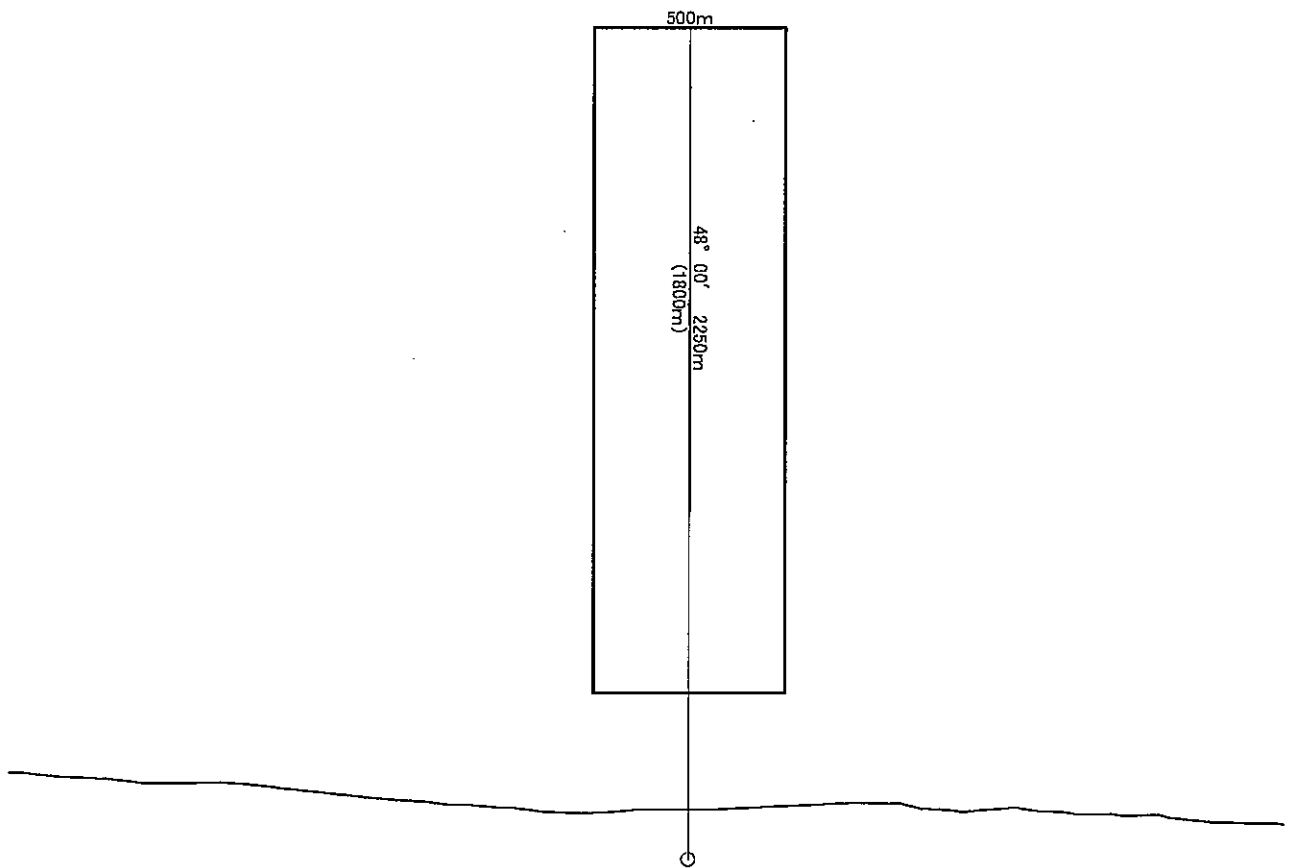
宗谷郡猿払村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X =133974.1552

Y =4414.4895



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 浜頓さけ定第1号

### 漁場の位置

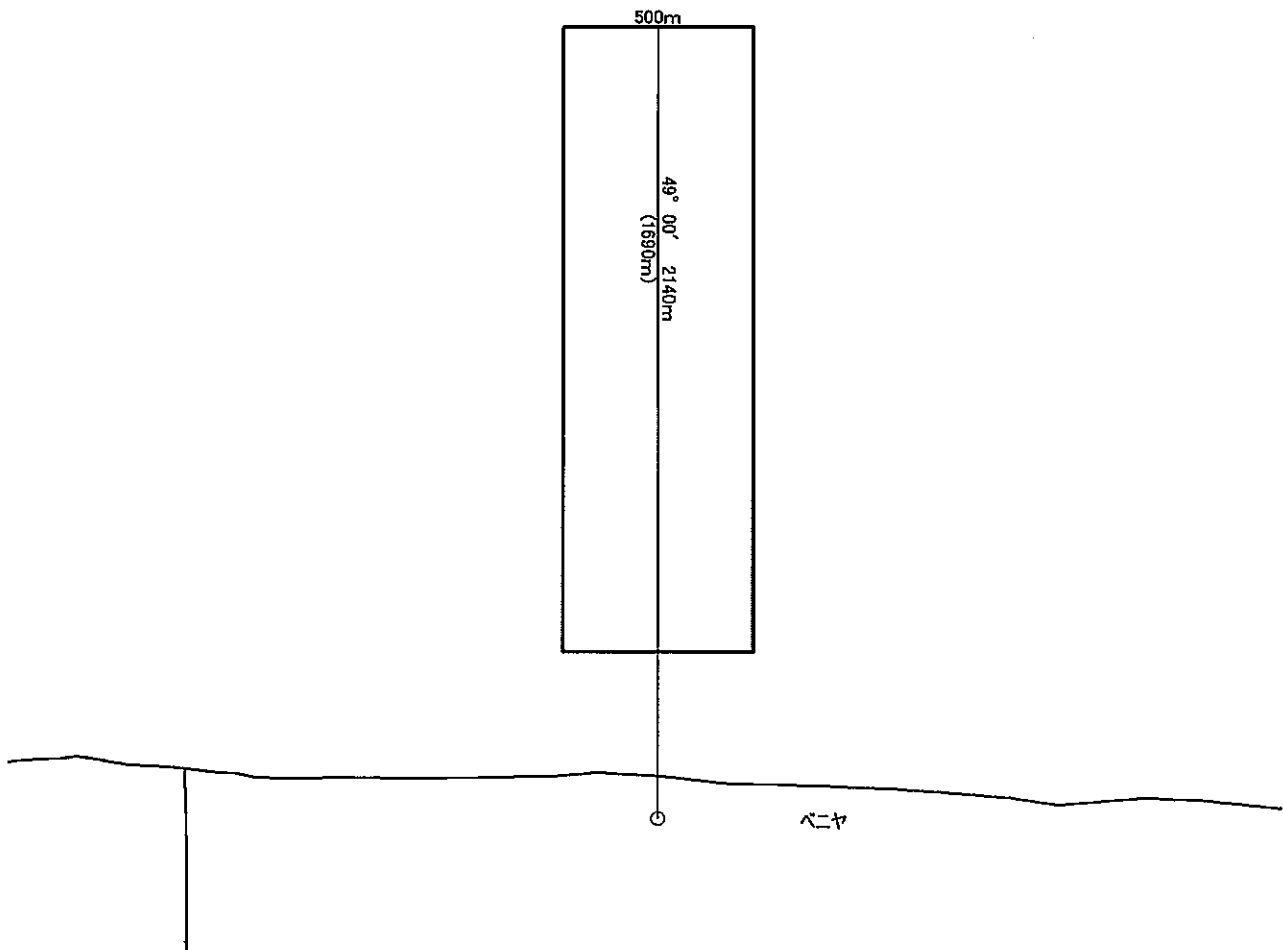
枝幸郡浜頓別町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 129522.0730

Y = 8173.6966



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 浜頓さけ定第2号

### 漁場の位置

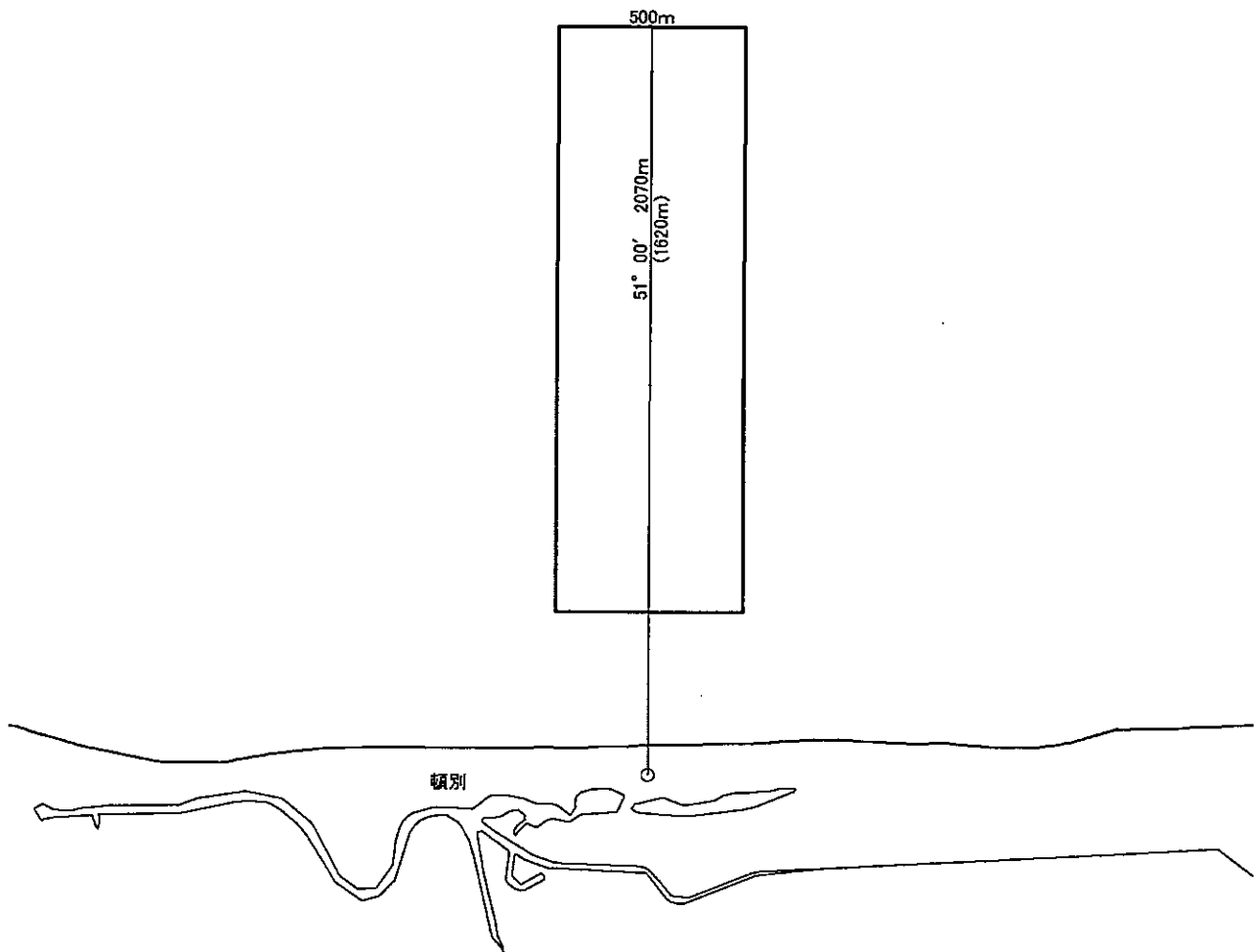
枝幸郡浜頓別町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 124590.4825

Y = 12194.8056



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 浜頓さけ定第3号

### 漁場の位置

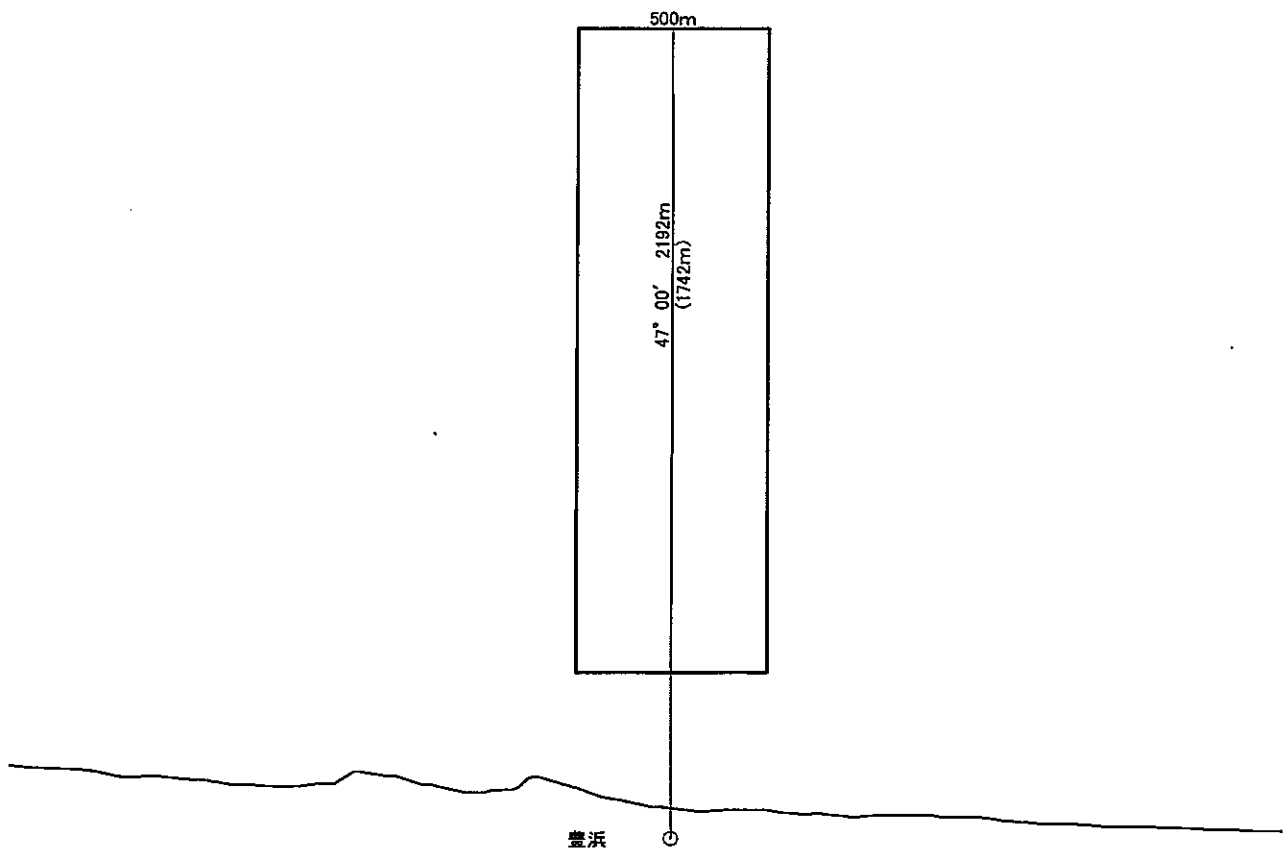
枝幸郡浜頓別町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 119549.1354

Y = 16782.3065



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 枝さけ定第1号

### 漁場の位置

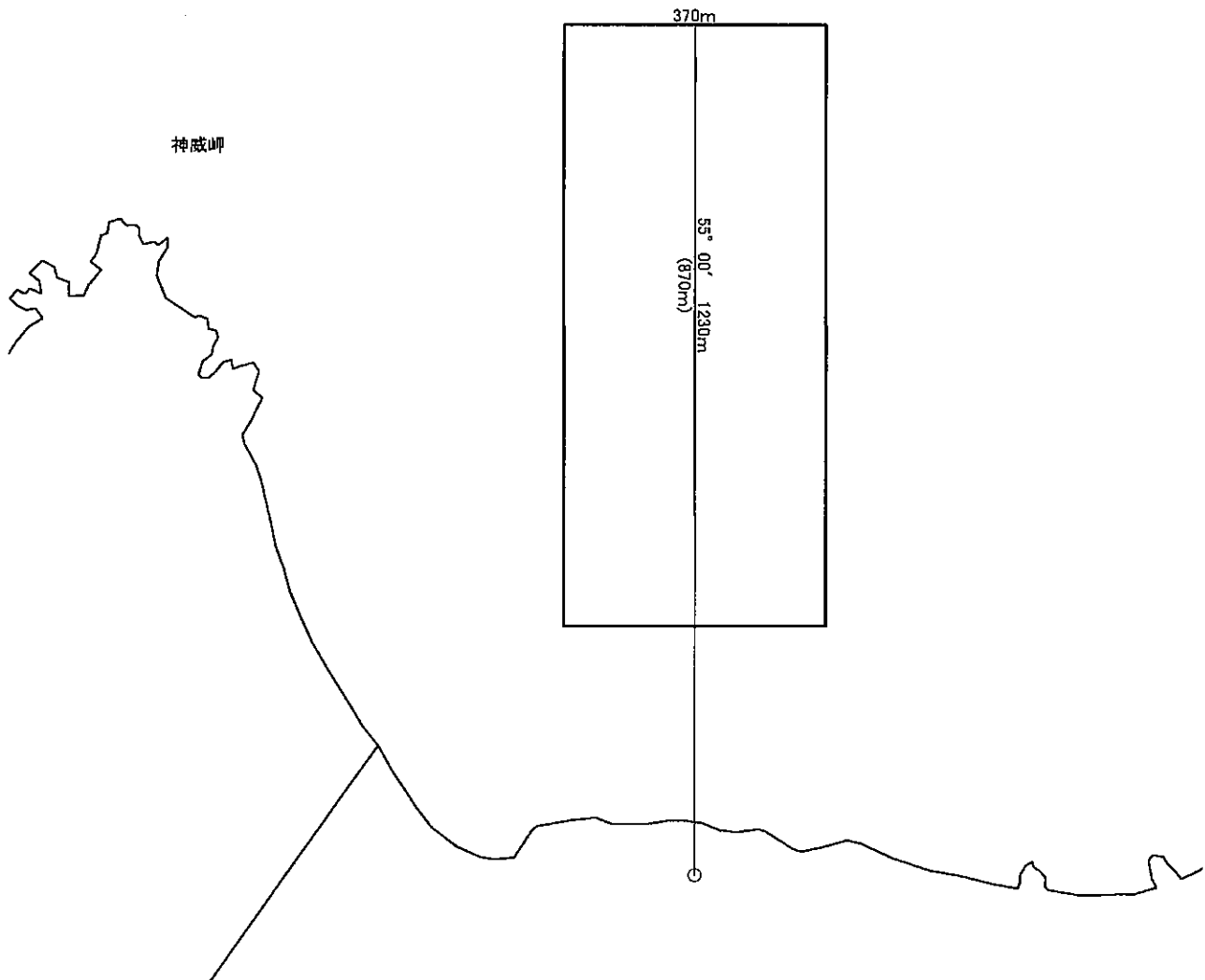
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 116605.8665

Y = 19725.6618



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 枝さけ定第2号

### 漁場の位置

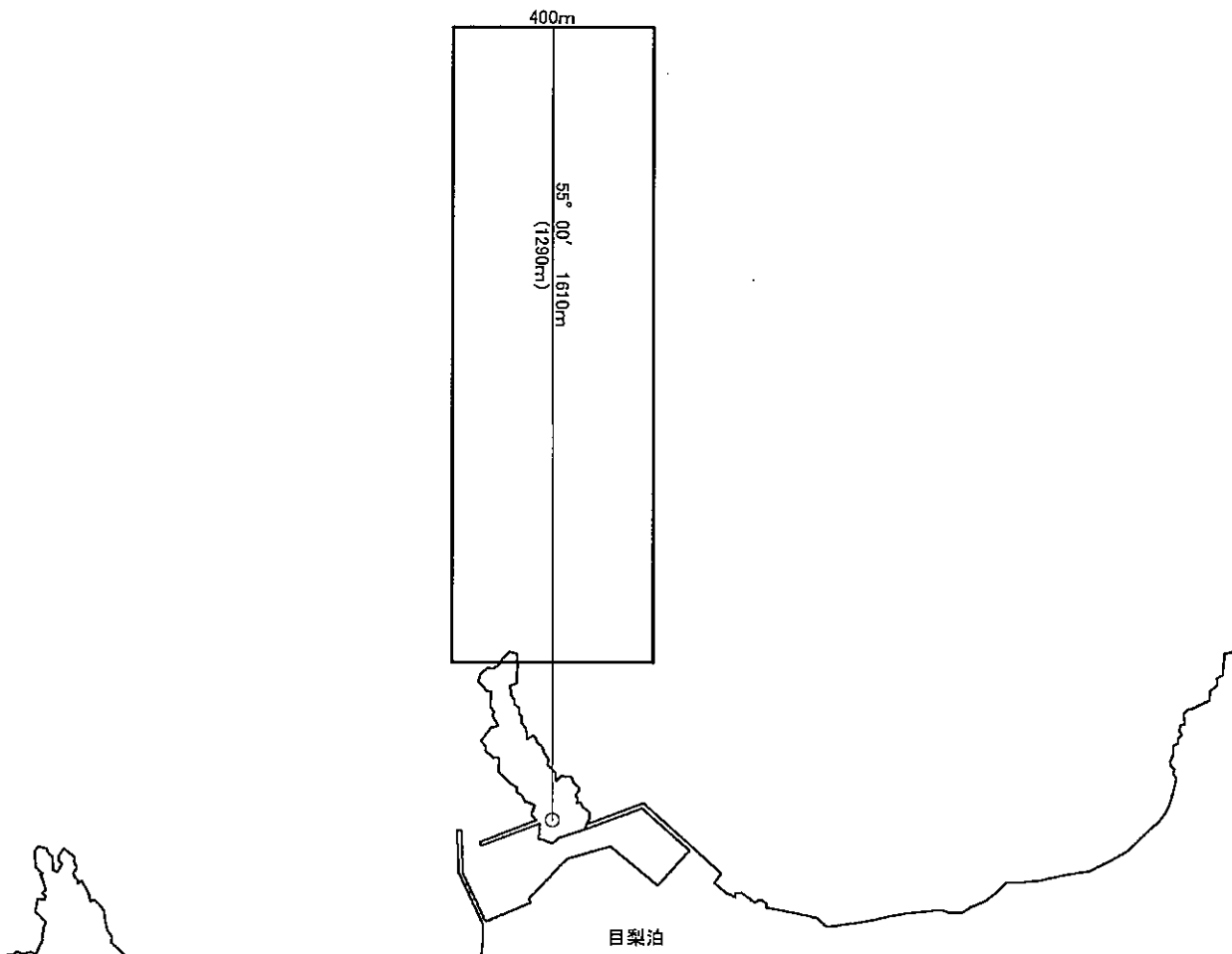
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 115322.7903

Y = 21041.7949



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 枝さけ定第3号

### 漁場の位置

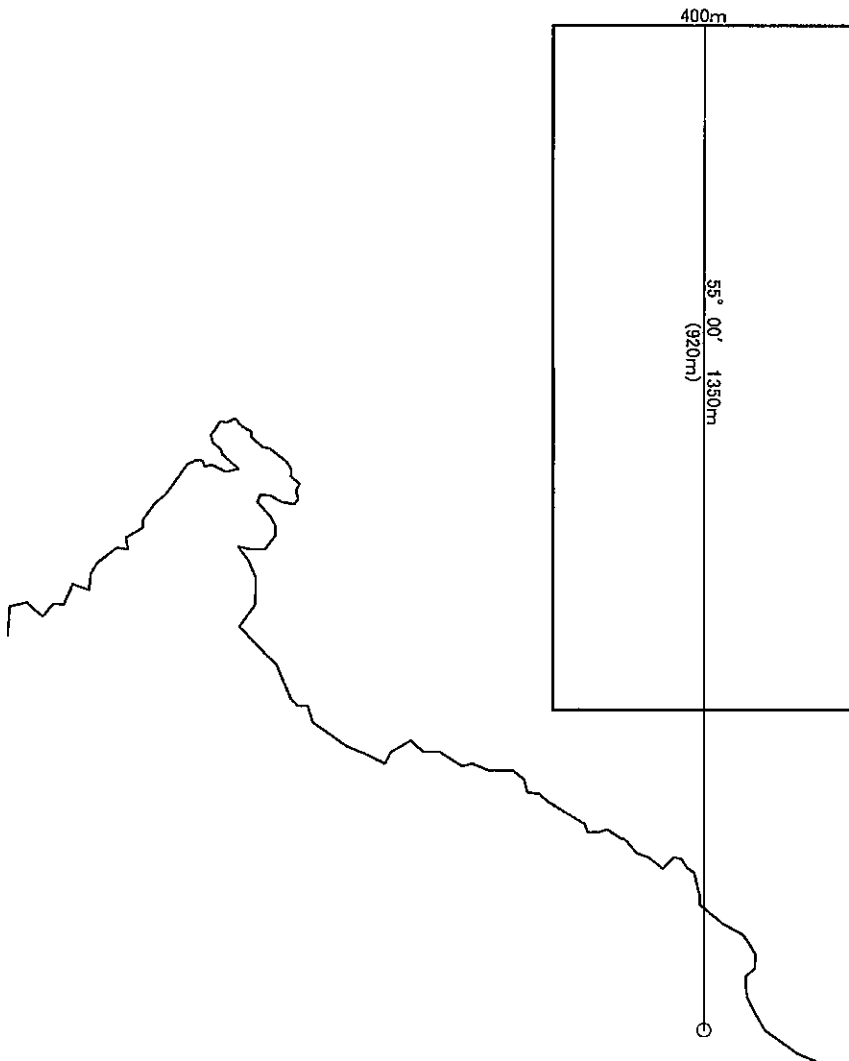
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 113345.3842

Y = 22143.0424



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

## 枝さけ定第4号

### 漁場の位置

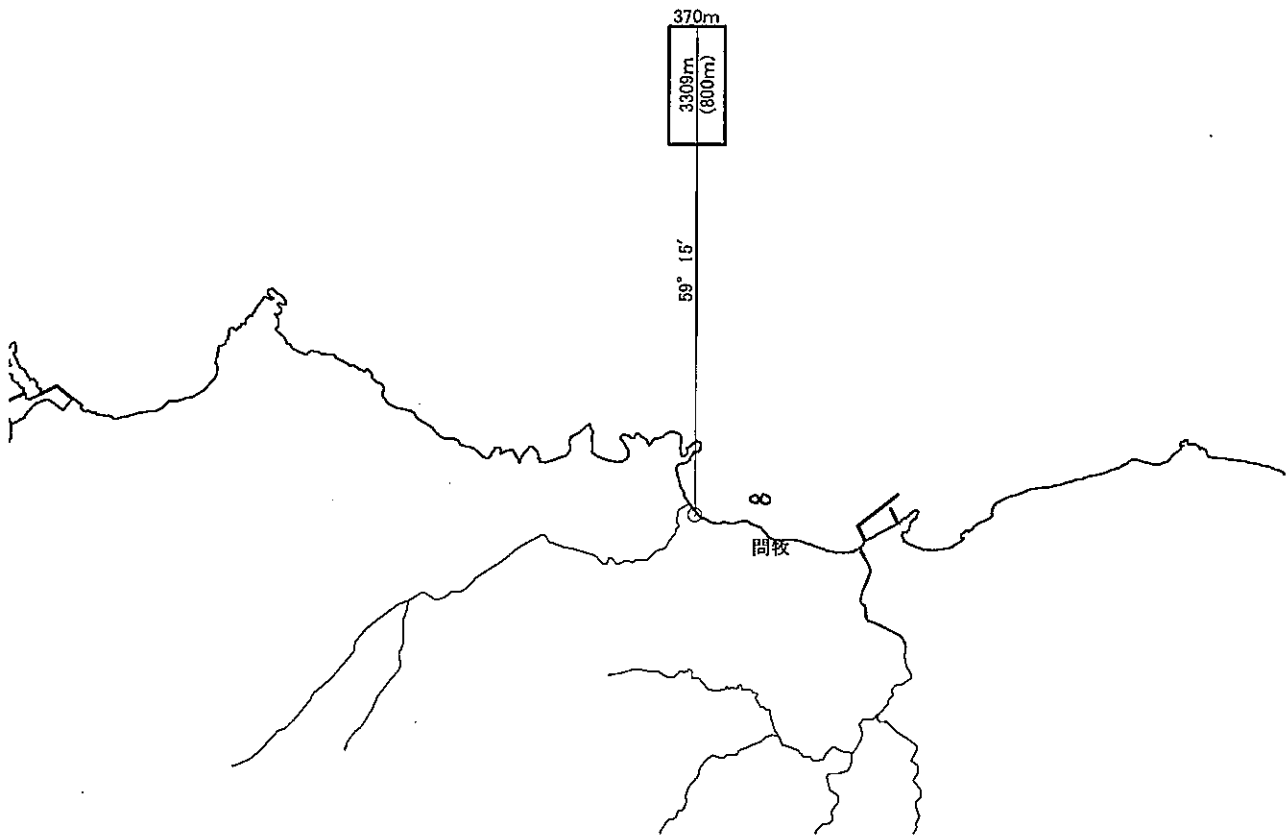
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 111148.2717

Y = 22577.4062



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 枝さけ定第5号

### 漁場の位置

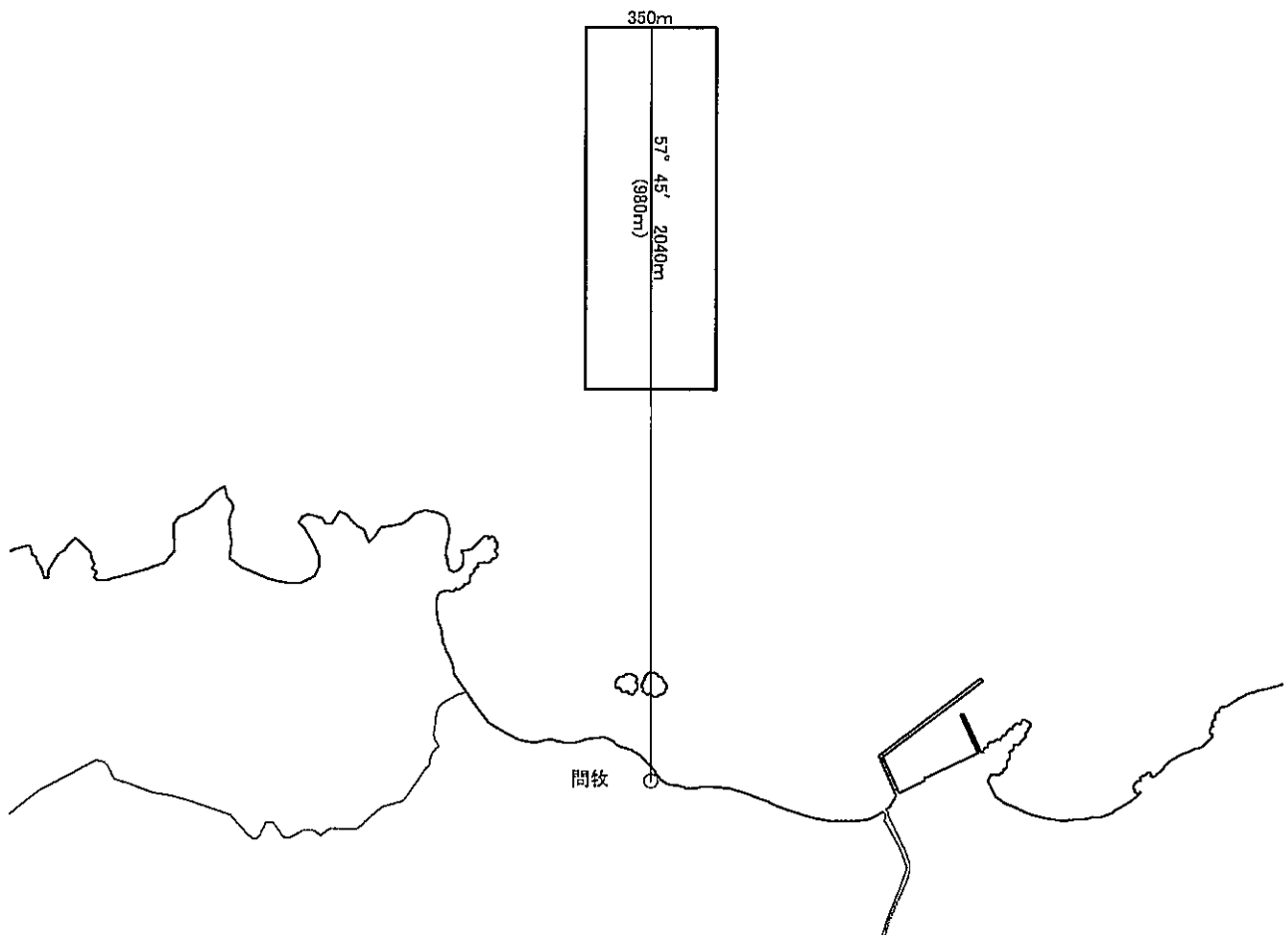
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 110673.1842

Y = 22685.1784



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 枝さけ定第6号

### 漁場の位置

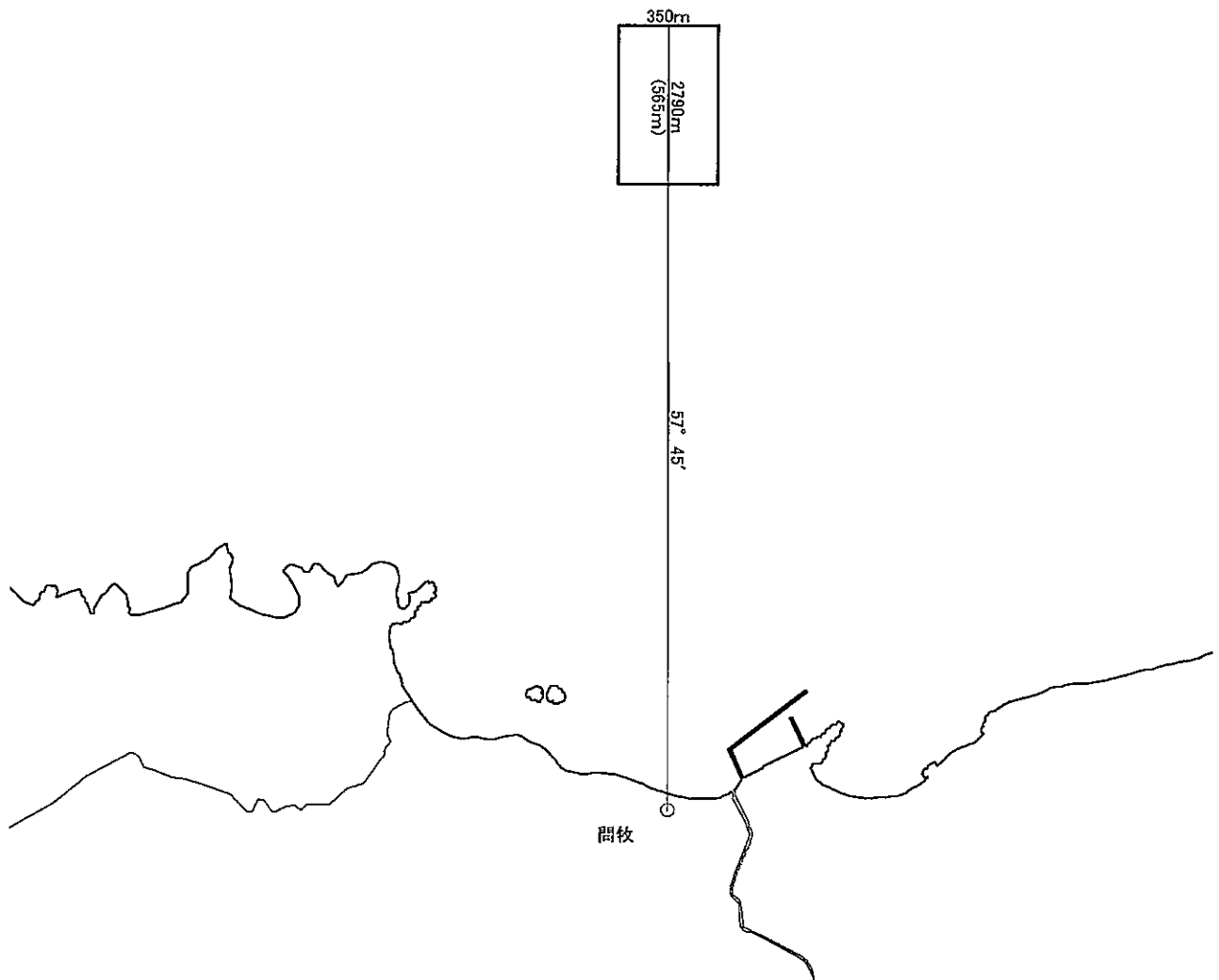
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 110254.8547

Y = 22771.7700



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 枝さけ定第7号

### 漁場の位置

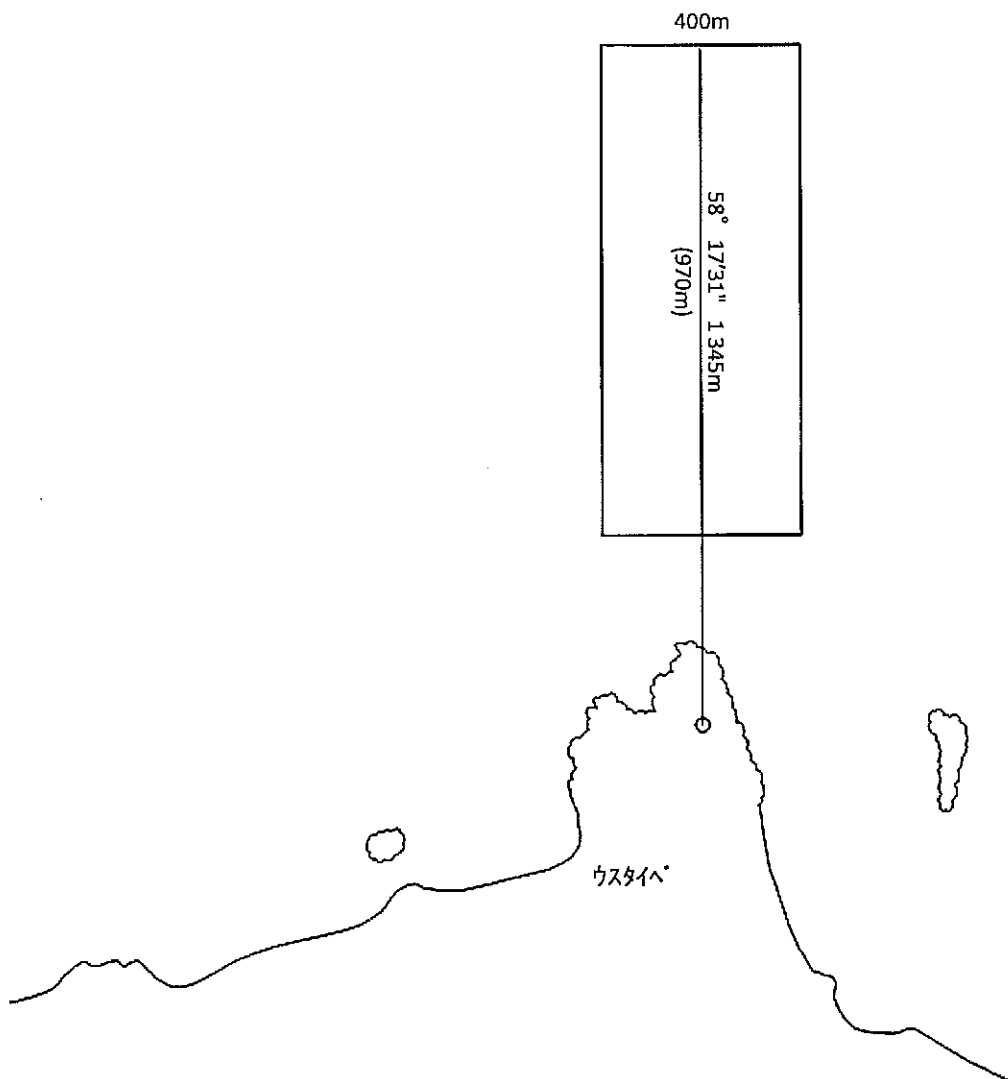
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 106777.7613

Y = 26279.4556



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 枝さけ定第8号

### 漁場の位置

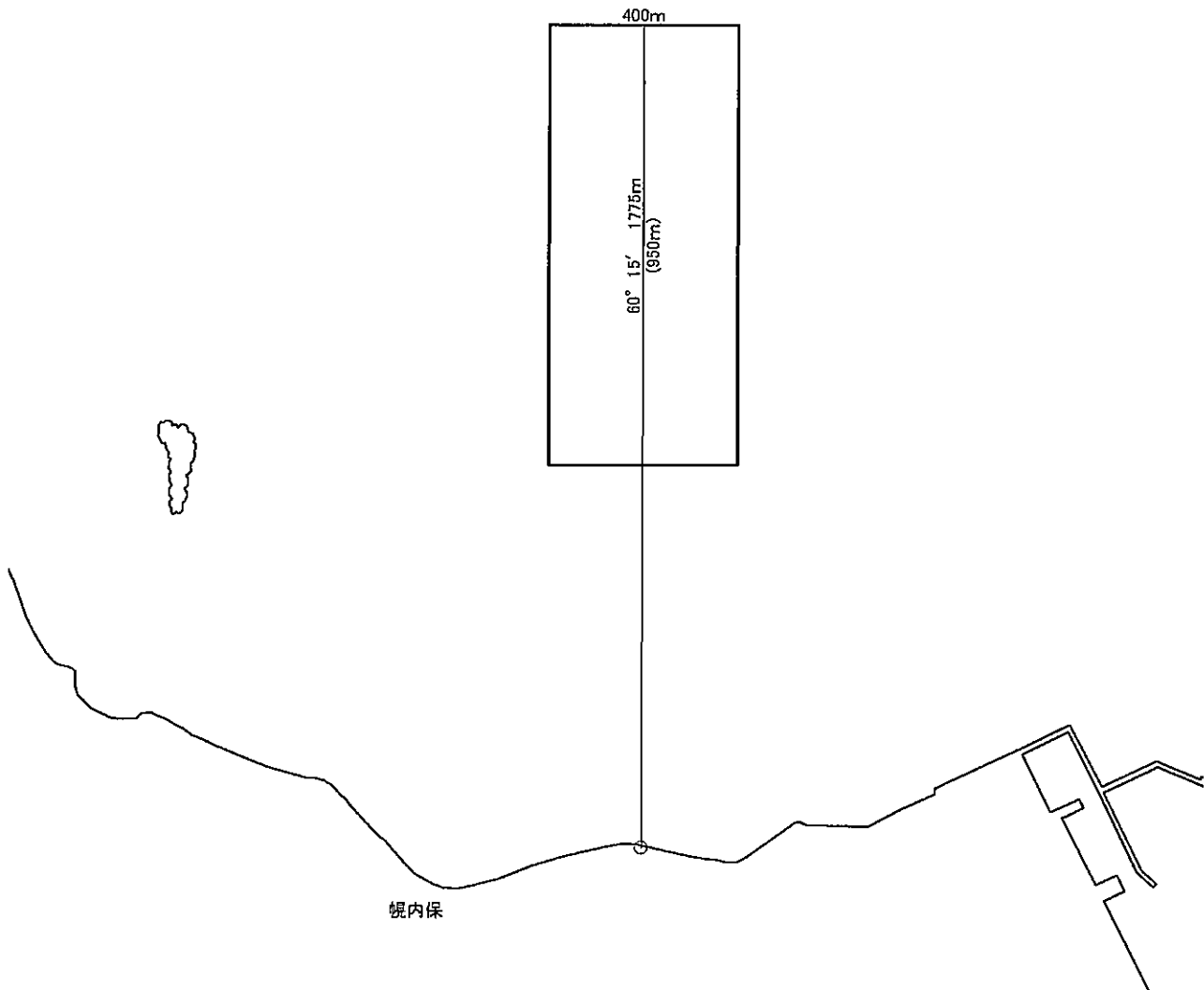
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 105065.1739

Y = 26252.4250



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 枝さけ定第9号

### 漁場の位置

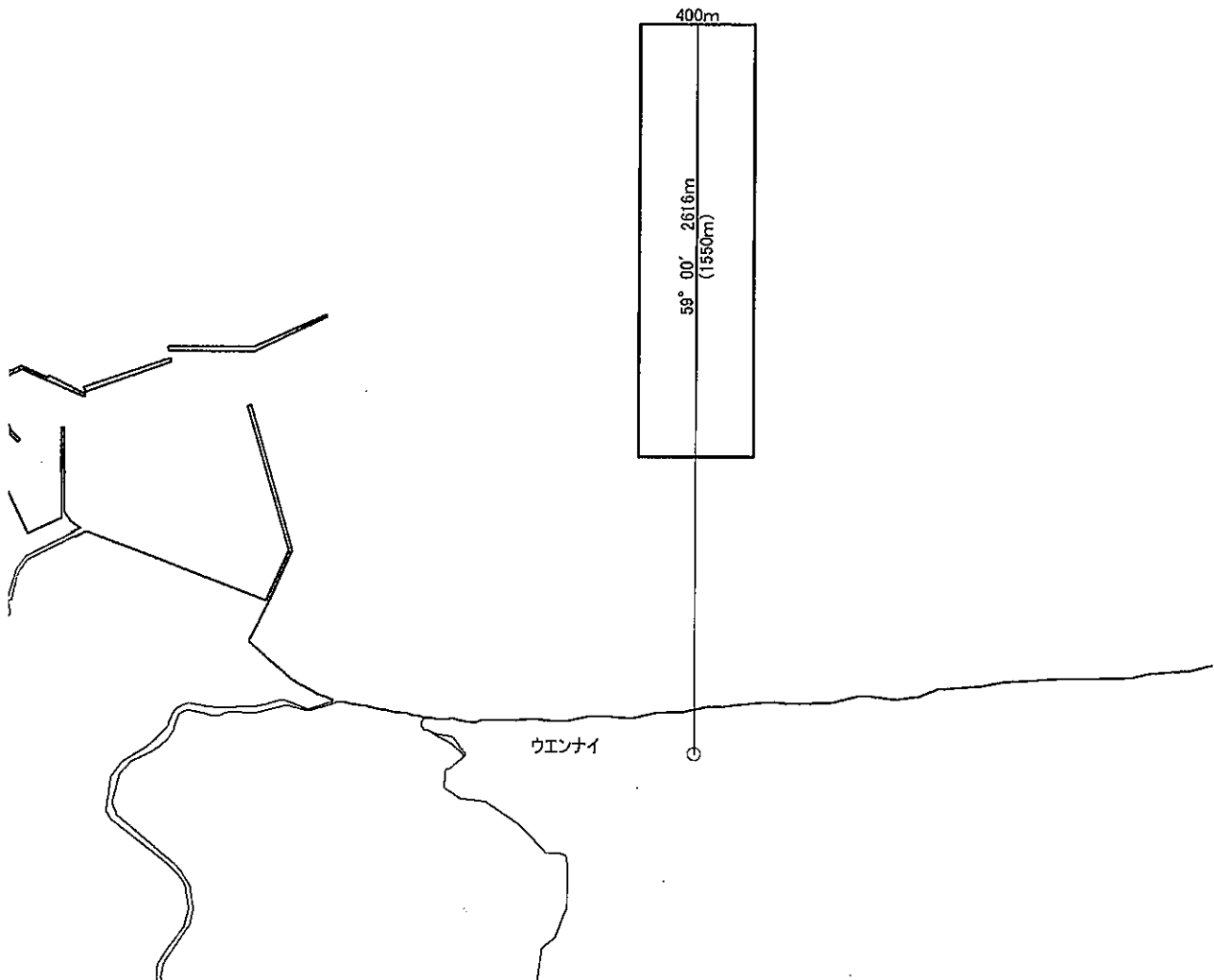
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 101489.4908

Y = 26982.6668



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 枝さけ定第10号

### 漁場の位置

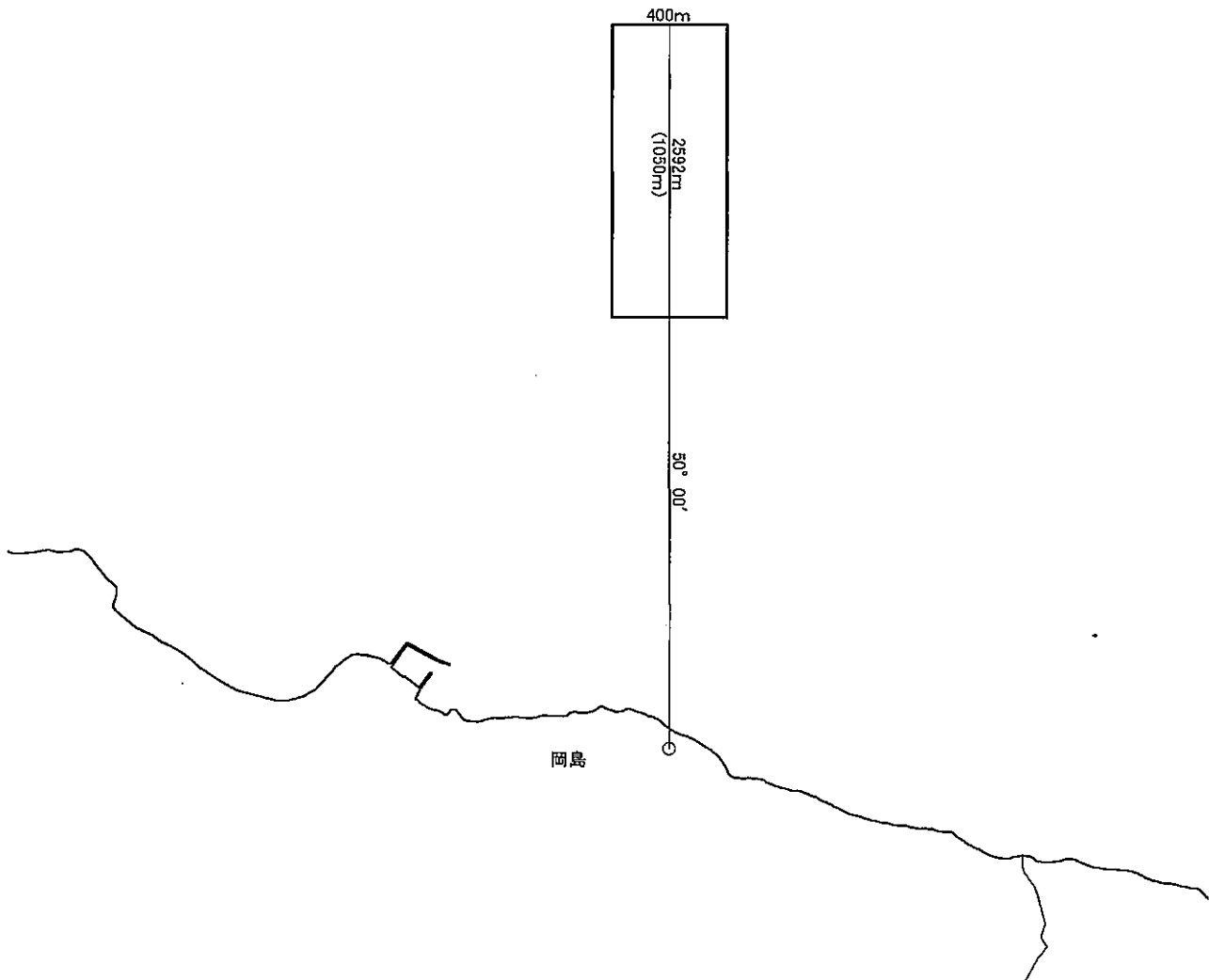
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 96156.4910

Y = 31265.9562



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 枝さけ定第11号

### 漁場の位置

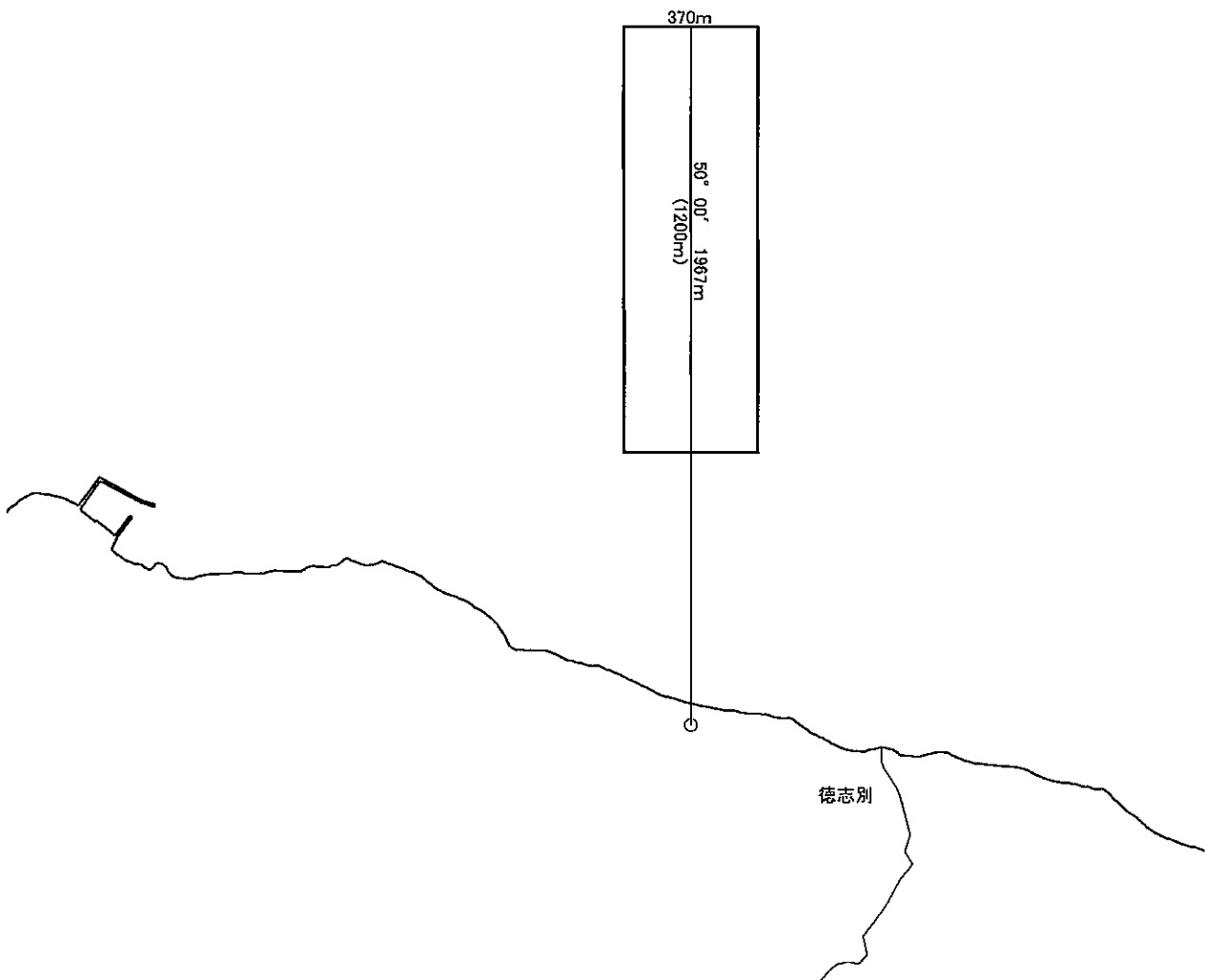
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 95406.1413

Y = 31479.7311



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 枝さけ定第12号

### 漁場の位置

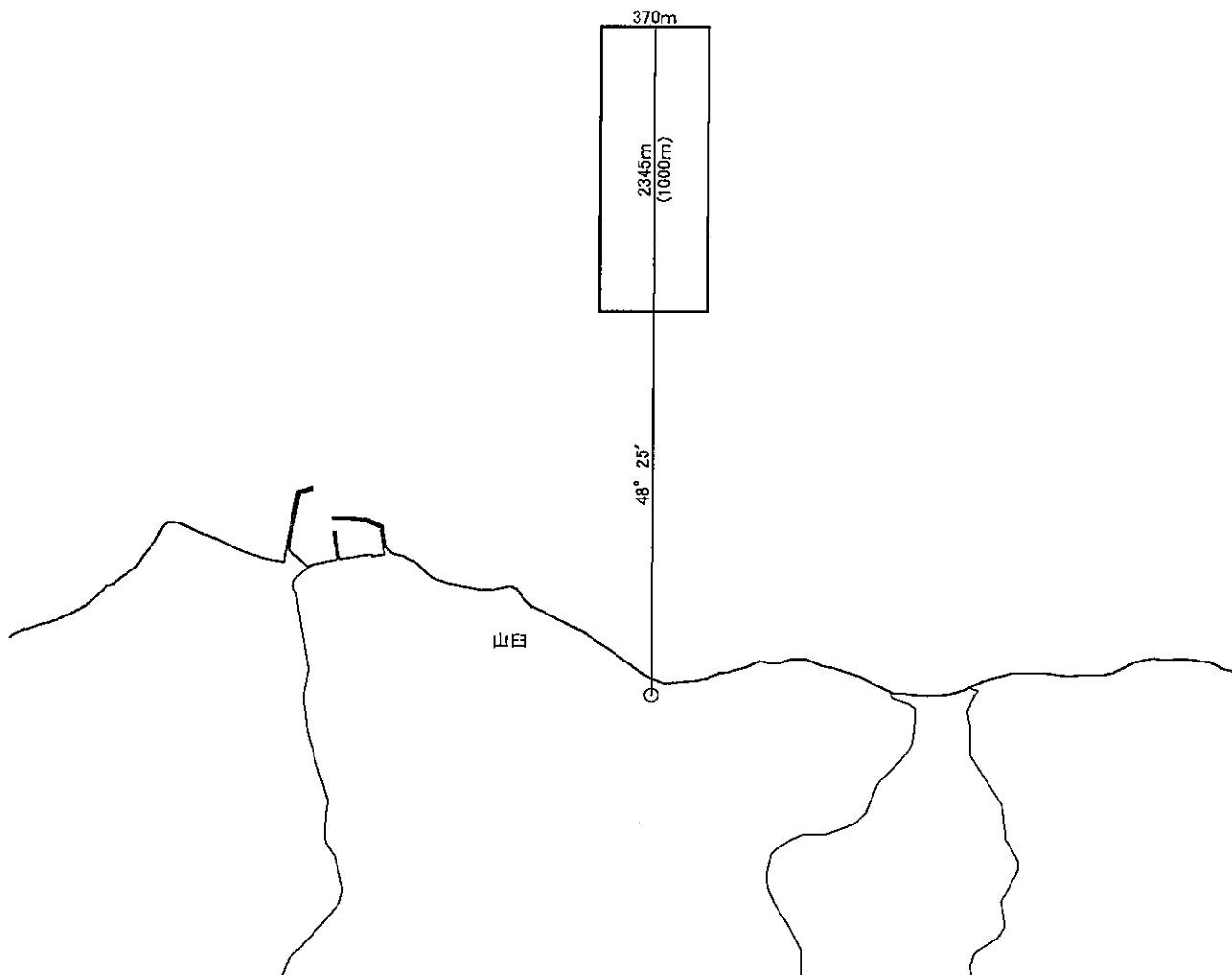
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 91281.1539

Y = 34249.7273



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 枝さけ定第13号

### 漁場の位置

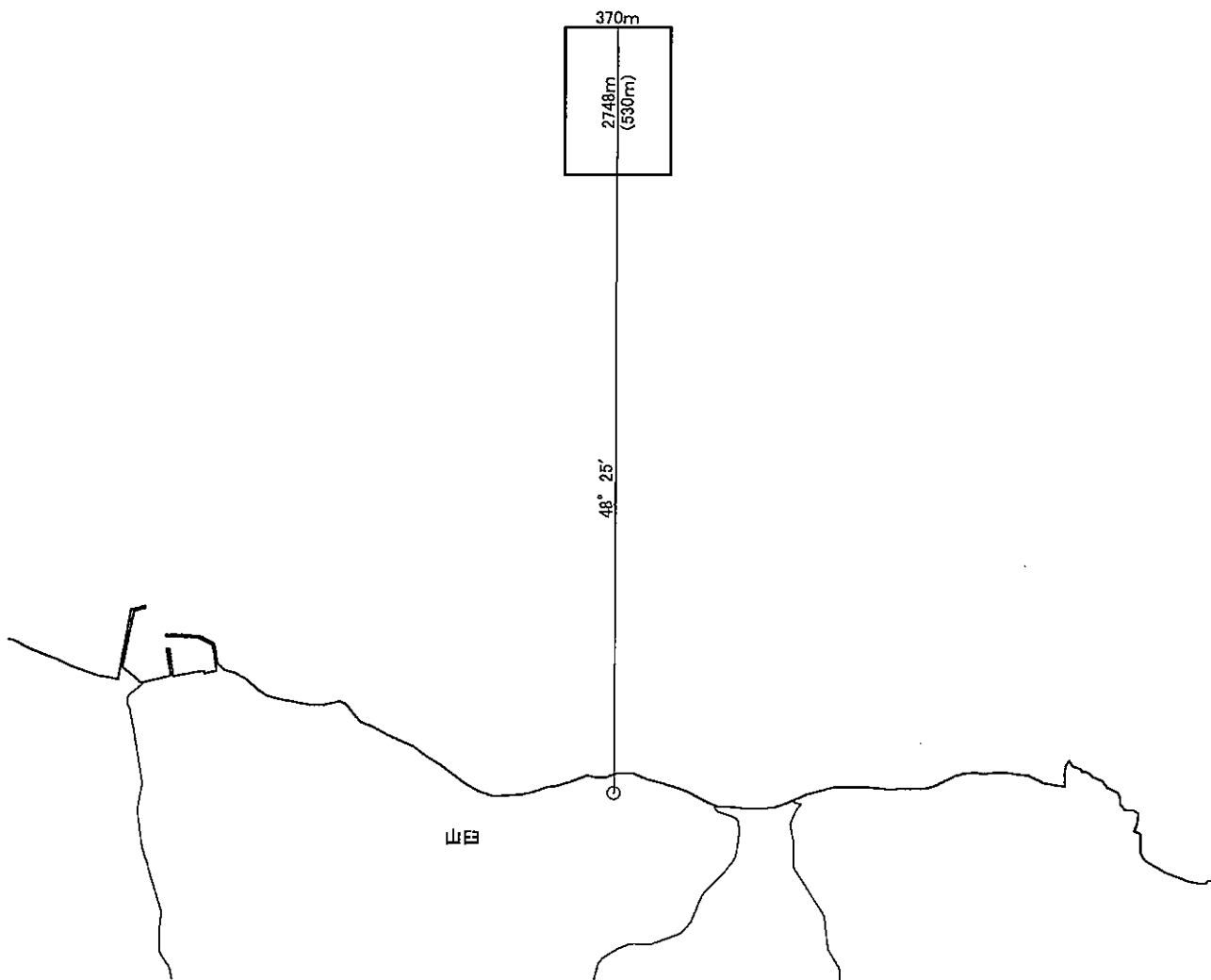
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 90968.0123

Y = 34604.8104



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 枝さけ定第14号

### 漁場の位置

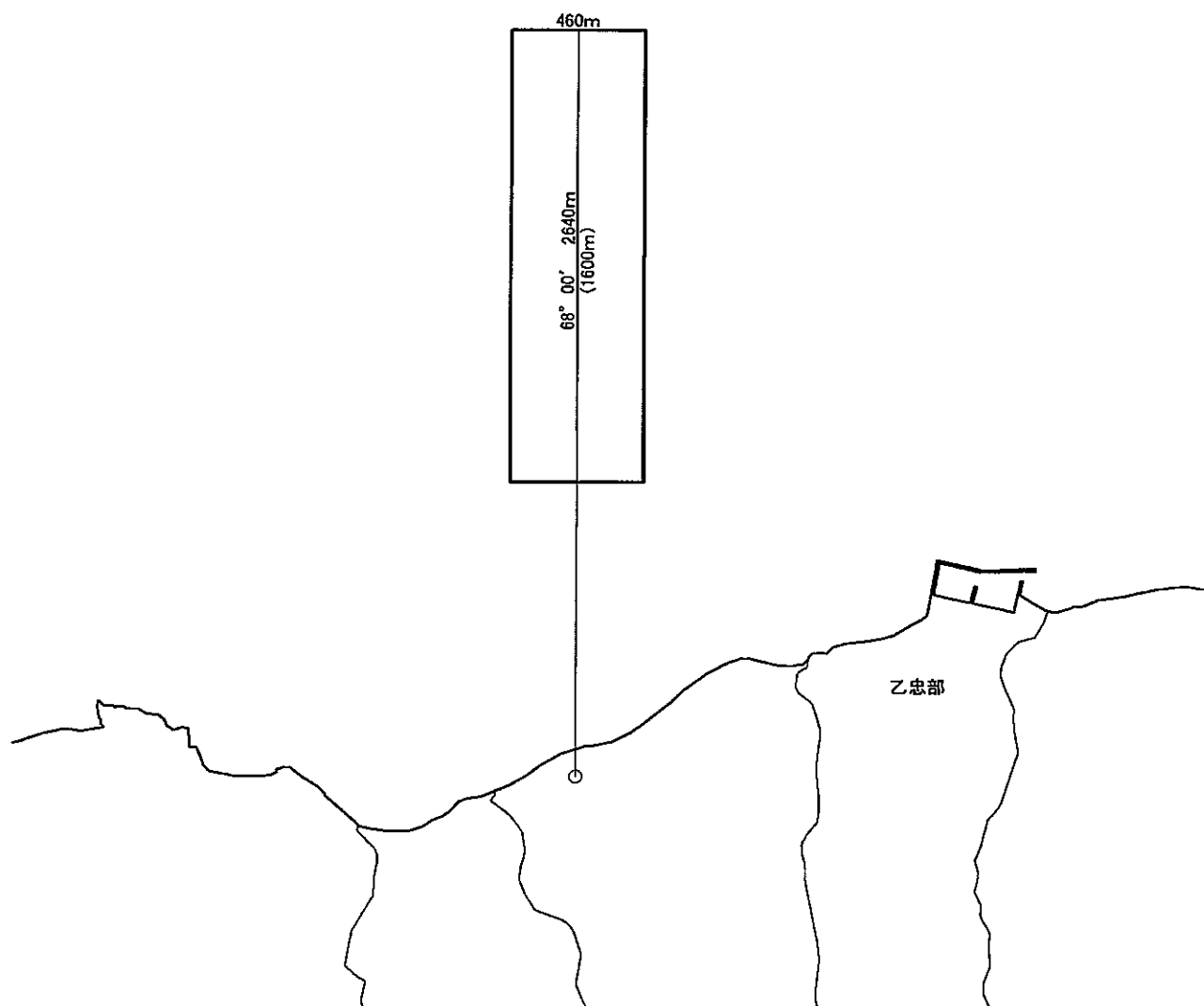
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 88244.5601

Y = 36126.6176



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

枝さけ定第15号

## 漁場の位置

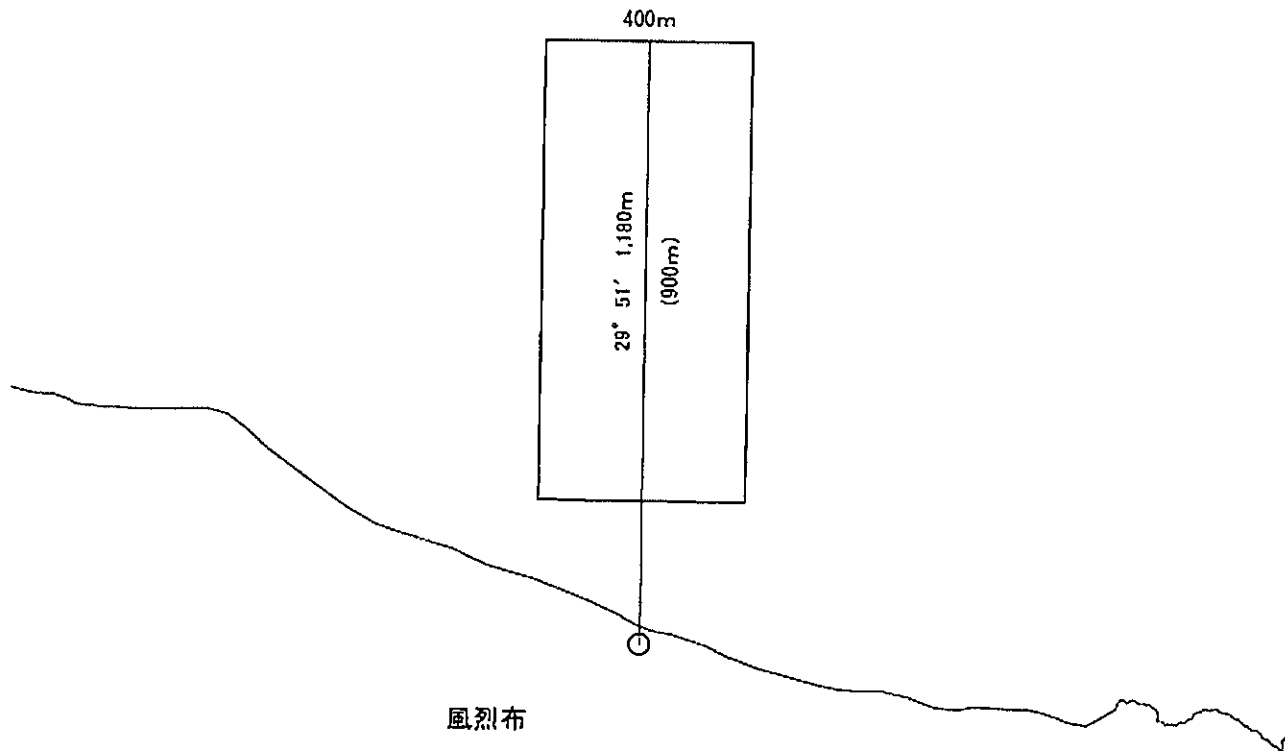
枝幸郡枝幸町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 82758.607

Y = 40482.573



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

枝さけ定第16号

## 漁場の位置

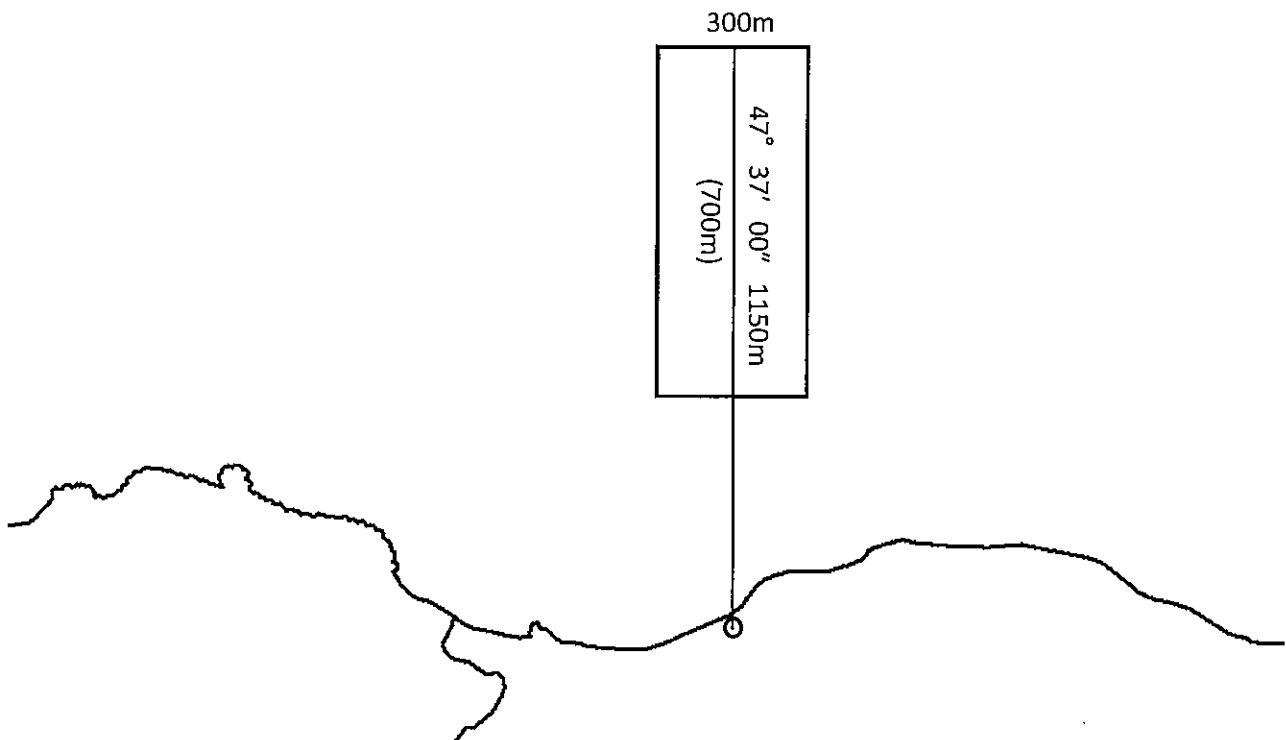
枝幸郡枝幸町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 81058.361

Y = 41956.839



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 枝さけ定第17号

### 漁場の位置

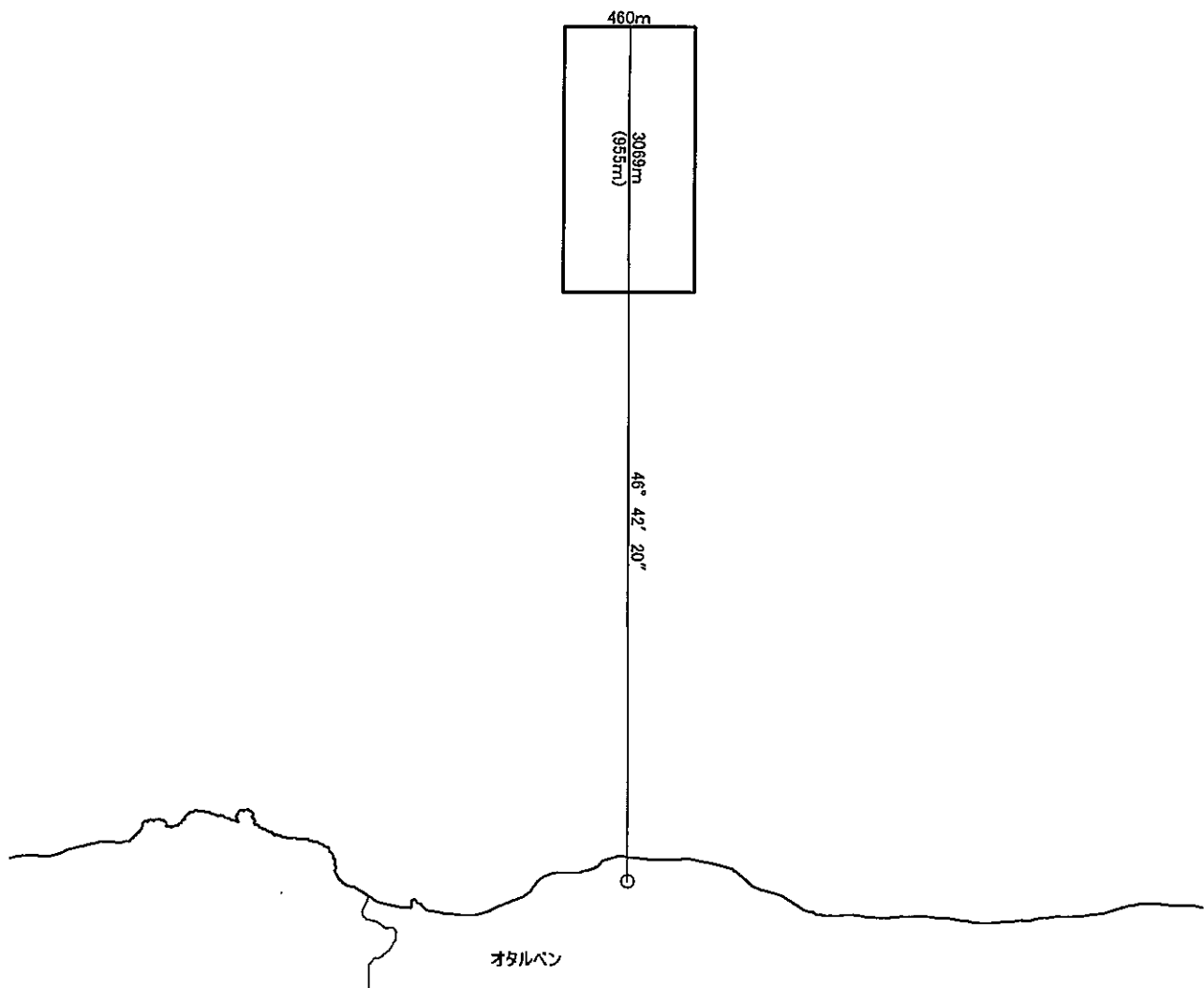
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 80833.0450

Y = 42257.2999



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

枝さけ定第18号

## 漁場の位置

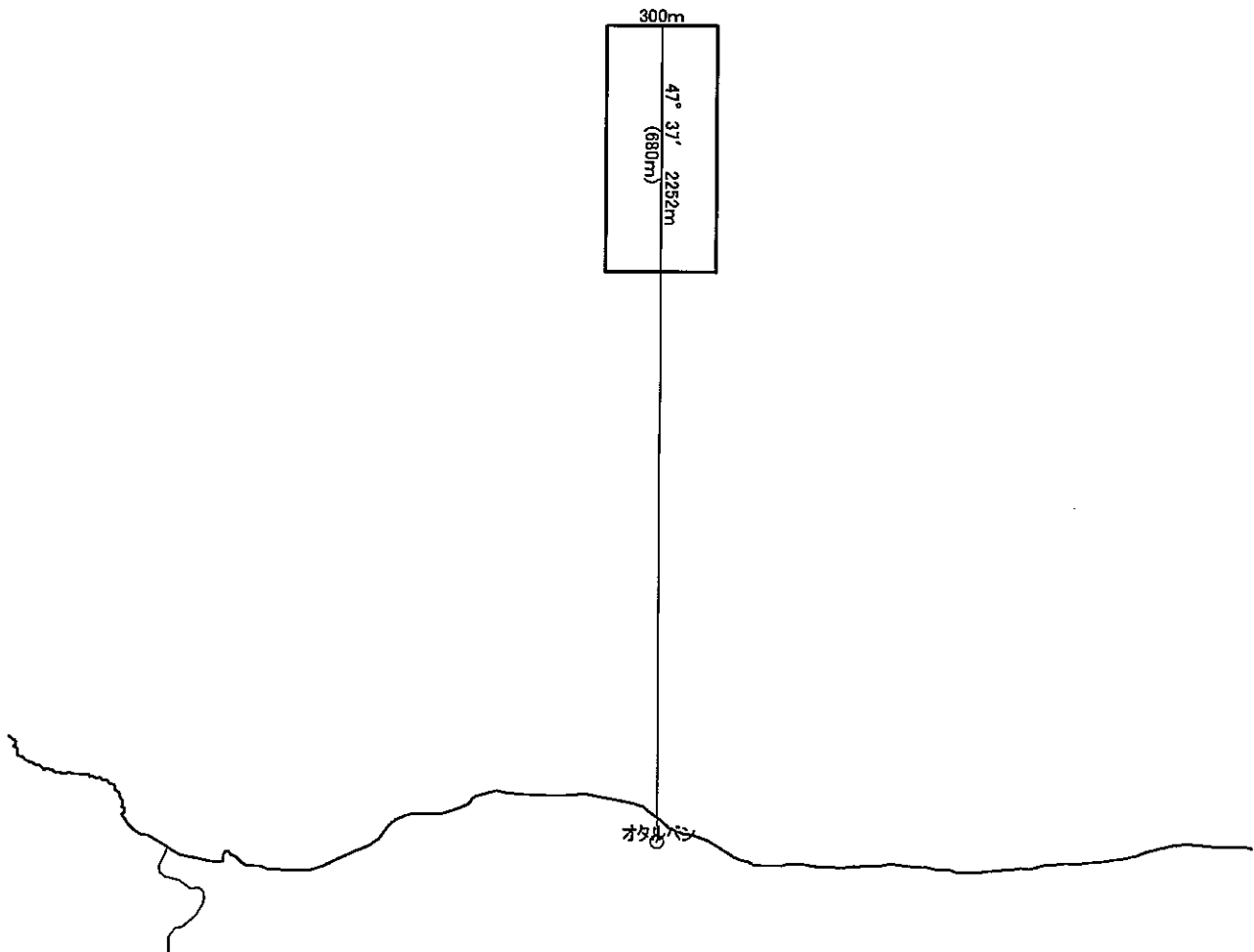
枝幸郡枝幸町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 80500.3080

Y = 42498.6559



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

枝さけ定第19号

## 漁場の位置

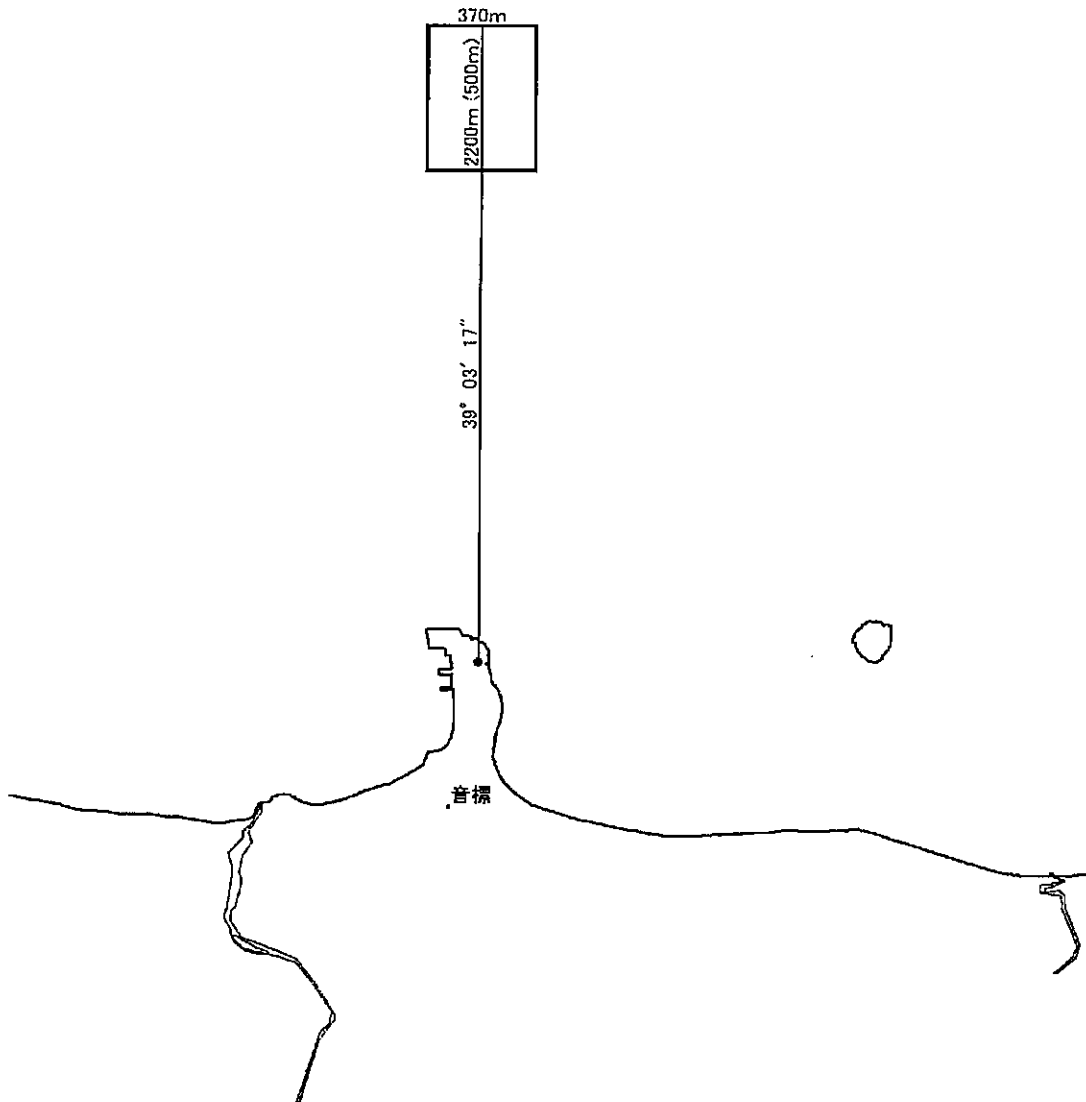
枝幸郡枝幸町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 78807.8072

Y = 44988.2855



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 枝さけ定第20号

### 漁場の位置

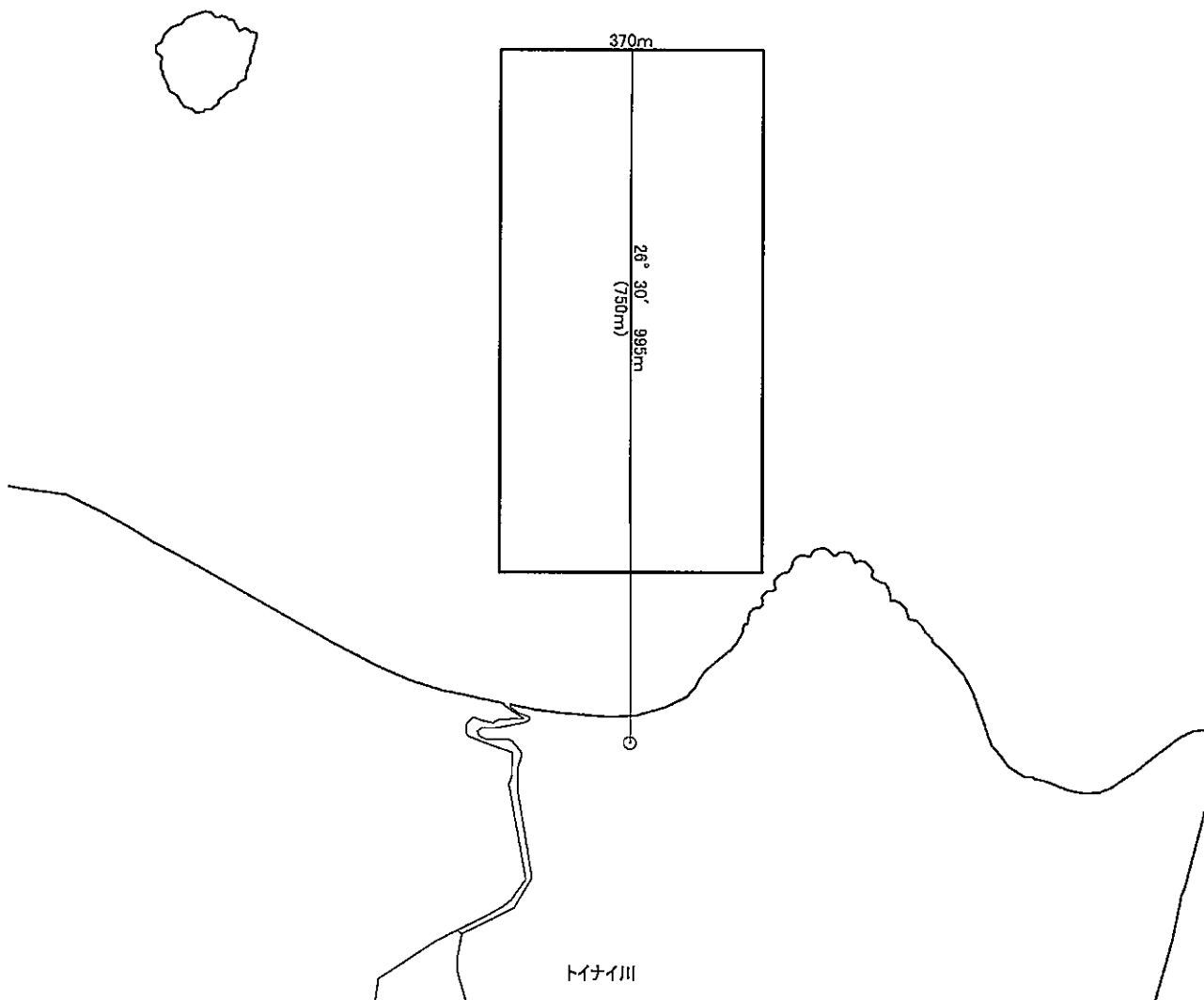
枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 76883.4494

Y = 46178.8747



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 枝さけ定第21号

### 漁場の位置

枝幸郡枝幸町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 76507.1277

Y = 46604.1756

